

平成31年第1回広尾町議会定例会 第3号

平成31年3月7日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

| | |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬 |
| 9番 小田 英勝 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 村 瀬 優 |
| 副 町 長 | 田 中 靖 章 |
| 兼 会 計 管 理 者 | 白 石 晃 基 |
| 兼 出 納 室 長 | 白 石 晃 基 |
| 出 納 室 長 補 佐 | 山 畑 裕 貴 |
| 総 務 課 長 | 白 石 晃 基 |
| 総 務 課 参 事 | 松 田 哲 典 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 沖 田 一 美 |
| 併 総 務 課 参 事 | 西 内 努 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 折 笠 博 和 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 山 岸 雄 一 |
| 企 画 課 長 | 長 田 吉 弘 |
| 企 画 課 長 補 佐 | 宝 泉 大 |
| 住 民 課 長 | 齊 藤 美 津 雄 |
| 住 民 課 長 補 佐 | 佐 藤 直 美 |
| 住 民 課 長 補 佐 | 楠 本 直 美 |

| | | | | |
|----------------------|---|---|---|----|
| 兼住民課長補佐 | 村 | 上 | 洋 | 子 |
| 保健福祉課長 | 山 | 崎 | 勝 | 彦 |
| 兼老人福祉センター長 | 山 | 崎 | 勝 | 彦 |
| 保健福祉課長補佐 | 佐 | 藤 | 清 | 美 |
| 地域包括支援センター長 | 菅 | 原 | 樹 | 美恵 |
| 健康管理センター長 | 村 | 上 | 洋 | 子 |
| 兼養護老人ホーム所長 | 浜 | 頭 | | 力 |
| 養護老人ホーム次長 | 金 | 石 | 輝 | 義 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 浜 | 頭 | | 力 |
| 兼特別養護老人ホーム次長 | 金 | 石 | 輝 | 義 |
| 農林課長 | 平 | | 浩 | 則 |
| 農林課長補佐 | 寺 | 井 | | 真 |
| 兼町営牧場長 | 平 | | 浩 | 則 |
| 水産商工観光課長 | 雄 | 谷 | 幸 | 裕 |
| 水産商工観光課長補佐 | 室 | 谷 | 直 | 宏 |
| 建設水道課長 | 小 | 川 | 浩 | 司 |
| 建設水道課参事 | 北 | 藤 | 盛 | 通 |
| 建設水道課長補佐 | 前 | 田 | 憲 | 一 |
| 兼下水終末処理センター長 | 小 | 川 | 浩 | 司 |
| 港湾課長 | 森 | 谷 | | 亨 |
| 国保病院事務長 | 渡 | 辺 | 將 | 人 |
| 国保病院事務次長 | 齊 | 藤 | 裕 | 美 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室長 | 松 | 田 | 哲 | 典 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事 | 白 | 石 | 晃 | 基 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事 | 渡 | 辺 | 將 | 人 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事 | 山 | 崎 | 勝 | 彦 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹 | 佐 | 藤 | 清 | 美 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹 | 菅 | 原 | 樹 | 美恵 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹 | 村 | 上 | 洋 | 子 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹 | 齊 | 藤 | 裕 | 美 |
| 兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹 | 沖 | 田 | 一 | 美 |

〈教育委員会〉

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 教 育 長 | 菅 | 原 | 康 | 博 |
| 管 理 課 長 | 山 | 岸 | 直 | 宏 |
| 管 理 課 長 補 佐 | 及 | 川 | 隆 | 之 |

| | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| 学校給食センター所長 | 山 | 岸 | 達 | 也 |
| ひろお幼稚園長 | 道 | | 尚 | 子 |
| 社会教育課長 | 早 | 川 | | 修 |
| 社会教育課参事 | 奥 | 村 | 京 | 子 |
| 兼海洋博物館長 | 早 | 川 | | 修 |
| 兼図書館長 | 奥 | 村 | 京 | 子 |

〈選挙管理委員会〉

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 委員長 | 宮 | 脇 | 昭 | 道 |
| 併書記 | 白 | 石 | 晃 | 基 |

〈監査委員〉

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 代表監査委員 | 大 | 林 | | 忠 |
| 併書記 | 道 | | 淳 | 一 |

〈公平委員会〉

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 委員長 | 木 | 下 | 利 | 夫 |
| 併書記 | 白 | 石 | 晃 | 基 |

〈農業委員会〉

| | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 会長 | 今 | 村 | 弘 | 美 |
| 事務局長 | 西 | 脇 | 秀 | 司 |

○出席事務局職員

| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 事務局長 | 道 | | 淳 | 一 |
| 総務係長 | 保 | 坂 | 一 | 也 |
| 総務係主事 | 林 | | 菜 | 々美 |

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、子育て支援対策を充実すべきという立場で町長に質問します。

1点目は、高校生まで医療費無料化拡大を行うべきではないでしょうか。

2月8日、広尾高校生と議会議員のまちづくり懇談会を行いました。高校生の率直な思いや、まちづくりに関する意見交換ができました。その中で、「高校生まで医療費を無料にしてほしい」との要望も寄せられました。

私はこれまでも一般質問等で、子どもの医療費は高校生まで無料にすべきと取り上げてきましたが、残念ながら実施には至っておりません。

昨年3月定例会の一般質問で、「子どもの医療費助成拡大を」と質問しました。厚生労働省は医療費を無料化している自治体に対し、国保への交付金を減額するペナルティをかけていましたが、昨年4月から未就学児までのペナルティが廃止されることになりました。「医療費無料化を高校卒業まで拡大してほしい」は町民の切実な願いであり、見直しにより生ずる財源をそこに振り向けるべきと質問しました。町長は「平成30年度減額措置されない国庫負担金は110万円、高校生まで拡大するには350万円必要であり、実施は困難」と答弁をされました。

きのう一般会計の補正予算で、乳幼児及び児童医療費の扶助費が696万8,000円減額補正しました。実施困難とは思えません。改めて高校生まで拡大した場合の必要額は幾らになりますか、お答えください。

十勝管内で高校生まで無料化している自治体は陸別、本別、豊頃、池田、更別、清水、上士幌の7自治体でしたが、新聞報道によると新年度から新得町も高校生、18歳まで拡大することになったそうです。15歳から18歳の拡大分は143人で193万円ということです。町として子育て世代をバックアップしていきたいとのこと。本町でも高校生まで医療費無料化を急ぐべきではないでしょうか、お答えください。

2点目は、学校給食費の保護者負担の軽減を図るべきと思います、教育長に質問します。

昨年の3月議会にも学校給食費の保護者負担の軽減を求める質問がありました。子どもの貧困対策推進法が施行されて5年になります。しかし、子どもの貧困率、平均的な所得の半分に届かない世帯にいる18歳未満の割合は13.9%で、7人に1人が貧困にある深刻な実態が続いています。

昨年10月から生活保護費の段階的削減と制度改悪の強行が生活困窮世帯に追い打ちをかけています。そんな中、今年10月からの消費税10%への引き上げは、困窮世帯にとって苛酷な仕打ちとなることは明らかです。

そんな中、学校給食費の保護者負担の軽減は必要な施策と思います。足寄町や陸別町は全額町が補助しています。本別町は3人目以降減免、更別村は第2子目半額相当、3子目以降全額助成、浦幌町は児童生徒分補助、土幌町、鹿追町、幕別町も一部助成するなど、保護者の負担軽減が広がっています。教育と子育て支援の一環として、学校給食費の助成と第3子以降の無償化を行うべきではないでしょうか。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

高校生までの医療費無料化拡大についてであります。

本町におきまして、平成27年度から中学生まで医療費無料化を実施しております。平成27年度の対象者198人、助成額453万7,000円、平成28年度の対象者187人、助成額432万7,000円、平成29年度の対象者は178人で、助成額が358万9,000円であります。

現在、十勝管内で高校生まで医療費無料化を実施しているのが6町村、高校生まで所得制限を設け無料化しているのが1町であります。また、中学生まで医療費無料化を実施している町村が9町村、所得制限を設け無料化しているのが1町、所得制限を設け一部自己負担で実施しているのが1町であります。小学生まで所得制限を設け無料化しているのが帯広市であります。高校生まで医療費無料化を実施した場合、平成31年度の推計で該当者187人、必要額は350万円程度と見込んでいるところであります。

高校生まで医療費無料化につきましては、要望のあることは承知しております。しかし、極めて厳しい本町の財政状況から実施は困難と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 旗手議員の質問にお答えをさせていただきます。

学校給食費は、原材料に限り保護者に必要最小限の負担をお願いしているところでございます。

また、毎年、漁業協同組合の各部会からその時々旬の魚介類などを食材として無償提供していただき実施しているふるさと給食など、献立の工夫などにより保護者の負担が増えないように努めているところであります。

学校給食費の助成と第3子以降の無償化につきましては、子育て支援の一環として負担を軽減することで、その一端を担うことは十分に理解をしております。依然として本町の財政状況が厳しい中、給食センターにおきましても、老朽化した厨房機器類の更新や施設の維持補修など優先すべきことが山積をしております。教育委員会といたしましては、これまでどおり経済的に困窮している保護者に対しまして、就学援助による学校給食費の無償化により負担軽減に努めたいと考えているところでございますので、よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 1点目の高校生までの医療費無料化拡大をという点ですけれども、今、町長が平成31年は187人で、無料にするためには350万円必要だというお話でした。これまでもたびたび取り上げておりますが、500万円かかるのか350万円かかるのかおっしゃっていましたが、今、中学生までですけれども、それを高校生まで拡大すると幾ら必要なのですかというふうに聞いているつもりなのです。わかりますか、言っている意味が。

それで、350万円というのは、トータルで350万円ですよ。ですから、高校生まで拡大するのが困難だという、その困難という金額、中学生ではなくて例えば、何を言いたいかという、新得が今年から今まで中学生までだったのが高校生まで拡大しましたよね。新得も広尾も子どもの数はそんなに変わらない、同じ規模だと思うのです。新得の場合には、15歳から18歳の拡大分は143人で、193万円必要だということで、今回改正されるようなのです。ですから、500万円、300万円という、それが上乗せされるかというようなイメージにとられると思うのです。でも、子どもの数もずっと減ってきていますから、187人で350万円あればできるということであれば、そんなに財政的にこのことがあるからできないということにはならないのではないかと思います。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ちょっと数字の捉え方が違うようでありまして、後で精査をさせていただきたいというふうに思っております。

高校生までの医療費、中学生までの医療費がほかの町村にやっとならぬという状況下にあります。これも、財政状況が厳しい折、やはり住民生活、いろんなことを鑑みて踏み切ったわけでありまして。

去年から始まった行政改革、住民の方々にもいろんな負担をお願いしてやっとならぬ、将来的に見通しが立ったわけでありませんが、当面赤字になることを回避した段階であります。したがって、

これからどんなことが起きるのか、なかなか予測がつかない中、財政規律が最も重要でありますので、そういったところ十分先を見通した中で判断をしていきたいというふうに考えているところであります、当面は高校生までの医療費については困難であるというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 財政困難だからできませんと言われると、それ以上押し問答になるのかなというふうには思いますけれども、今、子どもの貧困が非常に広がっている中で、やっぱり体を壊したときにお金の心配をしないで病院に行けるとするのは、親にとっても子にとっても何よりの安心だと思うのです。少子化と言われてはいますけれども、やっぱりそういうことを考えたら、たくさん子どもは欲しいけれども、子どもが産めないという、そういう状況もなきにしもあらずだと思います。ですから、町としても全部無料になれば、これ一番いいですけども、そうはならない。やっぱり無料化の幅をせめて高校卒業まで広げてほしいというのは、私もたくさんの方から聞いていますし、高校生からも直接そういう話を聞いたということで、私はこれは町長にもぜひお伝えしないとならないことだなと思いました。

高校生との懇談会のときに、高校生はそういう要望をしながらも、まちづくりのことを高校生なりに非常に真剣に考えていて、自分たちも広尾のまちづくりのために何ができるかということで、生徒会として何かできるのではないかとか、ボランティアとしてまちづくりに何かできることはないかとか、真剣にそういう話をしていました。ですから、そういう高校生の期待にも応える努力を、町長としてはやっぱりやっていくべきではないかなと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員のほうからおっしゃられました高校生のお話でありますけれども、本当にここ数年、高校生みずから広尾町の町、もっともっとよくしようという取り組み、あらゆる分野でなされているところ、本当に心強く思っているところであります。そういった高校生がこういった要望を持っているという点、重く受けとめるところであります。

しかしながら、本町をこれからも持続的に将来にわたって町を運営していくためには、やっぱり財政の規律、これがやっぱり最も重要であります。新得が今年初めて高校生無料に踏み切ったのですが、新得というのは十勝でも有数の財政状況がいいところなのです。いいところでもやっと踏み切ったという状況下にあるところであります、それぞれの町村で財政事情は違うわけでありまして、また、経済状況も違うわけでありまして、経済状況というのは、構造的に違うわけでありまして、そういった面でも、議員のおっしゃっている高校生までという要望につきましては、きちっと真摯に受けとめながら、今後、対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 財政事情が厳しいので大変なのだということなのですけれども、先日、私、新聞を読んでいて、宗谷管内の中頓別町というところの新聞記事、「子どもは地域の宝」という記事が3日連続で載っていたのです。それを読んで、教育だとか福祉に力を入れることは、町の活性化にもつながるのだということを強く実感をしました。中頓別も、かつては1950年の国勢調査のときは7,592人の人口だったのが、今は1,730人に人口が減ってしまったと。そういう中で、林業の衰退、それから町民の地元離れがとまらない、そういう状況にあったのだけれども、そんな中で今何をやっているかということが載っていたのです。

それを見ましたら、保育園から中学校まで保育所、小学校、中学校の一貫教育を行うと。自然や友人と触れ合う直接の体験を大事にするということと、学力の底上げなどを目的に教育を充実する。それから、町の子どもに対する施策は非常に手厚いと。18歳までの医療費の無料化、学校給食費の55%を補助するなど、親の教育費の負担軽減にも力を入れていると。学年全員を海外の英語研修に参加させるとか、それから妊娠・出産・育児相談など、専任の助産師を配置して子育て支援から同居家族全員の心身の健康状態まで確認する体制をとっているというのですね。

それで、夫の仕事の関係で中頓別に移住した方が、「都市部と違って中頓別町は声を上げると住民の要望に耳を傾けてくれる風通しのよさを感じる」というふうに言っているという記事が載っていました。「みんながここで子育てしてよかったと思えるような今後もまちづくりにかかわっていきたい」と、よそから今、中頓別に住んでいる方がおっしゃっていたというのですけれども、私はそういうことだと思うのですよ。

ですから、中学生までより高校生までがいいとか、そういうことではなくて、子どもは今、高校まではほとんど進学するのが大半だと思いますので、せめて学校卒業するまでは親も頑張る、そして町も応援すると、そういう姿勢が将来のまちづくりにも生かされてくることではないかなと思いますが、町長、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 町の姿というか、住民の方が町にこれからもずっとずっと生活をし、住んでもらうためには、やっぱり何といても、安心して生活できる、これが大前提であります。そのためにはどうあるべきか。町の形というのは何といても、きちっと財政が健全化であること、あわせて安心だということ、必要だというふうに思っております。特に今、医療の問題でご質問でありますので、町立病院のあり方等についても形態を変えて、住民が安心できる、そんな体制にしたところあります。そういった面で、今、議員がほかの町村の例を挙げておっしゃっていただけけれども、まさしく、医療だとか福祉だとか、そういった部分が安心できる体制があつて初めてずっとその町に住み続けることができるし、それがあつて初めて町の活性化につながっていく、そのとおりだというふうに思っているところであります。

ですから、前から私も答弁させていただいているのですけれども、教育だとか、医療だとかというのは、どこの町に住んでいても平等にサービスが受けられるべきだというふうに思っております。そういった意味で、北海道並びに国に対してしっかりそのことは強く要望していきたいというふうに思っているところであります。財政状況のいい悪いで住民サービスがいい悪いというところはほかの分野ではあるのかもしれませんが、教育だとか医療だとかというのは、やはり平等にサービスを受けられるべきだというふうに思っているところであります。

議員のご質問いただきました高校生までの医療費の無料化につきましては、しっかりと受けとめながら、今後の課題にさせていただきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 次に、学校給食費の関係ですけれども、これも前回と同様のお答えだったと思うのですね。

先ほどの1次質問の中でも言いましたけれども、今の町長のほうのことともかかわるのですが、本当に生活が苦しいという、そういう中でやっぱり学校で給食を食べる、その給食代が払えるかどうかというのは、非常に子どもたちにもデリケートなものがあると思うのですよ。それで、この負担軽減を図るといのは、大きな課題になっていると思いますし、このことについてもやはり先延ばしをしないで幾らかでも、助成の形はさっきも言いましたけれども、それぞれの町村でさまざまなのです。ですから、こうしなければならないということではないのですけれども、教育委員会としてもここまでは援助できるよと、そういう姿勢をやはり示していく、そういうときではないかなというふうに思いますが、教育長、どのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） まさしく旗手議員がおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、またしゃべってしまいますけれども、町の財政状況というのが1つネックとしてあるわけございまして、また、低所得者対策として広尾町は就学援助制度を活用して他の町村よりも、やっぱり生活保護基準1.5倍ということで多くの低所得者がそこで救われているというのも1つございまして、そういう面で行きますと、今、旗手議員がおっしゃったように、どういう形で負担軽減を図っていくのかはそれぞれの自治体の考えであろうかというふうに思いますけれども、現時点で私、試算したところ、仮に更別方式を採用しますと、ざっくりですけれども、450万円ぐらいかかると。第3子、31年度ベースになりますけれども、一応対象者が20名で100万円弱ぐらいかかる。そういうような試算もする中で、今後どういう形が一番いいのか、当然施設等も老朽化しているし、中の厨房機器類も毎年更新という形の中で財源が必要になっていきますので、今後、内部で検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） さきの質問とも重なりますけれども、全部無料にしてほしいと、そこまでは要求しません。

ただ、町として給食費、就学援助を受ける方というのは一定の基準がある方が受けられますから、それから漏れる方でも子どもがたくさんいると、各家庭にとってみると給食費はやっぱり負担が大きいです。ですから、第3子の幾らかを助成するとか、そういうやり方はいろいろあると思いますけれども、少しでもやはり父母負担を軽くというのは、子どもの貧困の全体の率からいっても考えなければならない、そういう時期に来ていると思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 今、社会的な流れを見ますと、少子化対策の一環として子育て支援、これに各自治体に取り組んでいるという状況にありますし、また、村瀬町長の政策にも子育て支援というのが1つ政策として掲げられておりますので、この部分だけを捉えるのではなくて、前段の医療費、それから学校給食費含めて、どういう形で負担軽減が図られるのか、今後、町部局とも話し合いをしながら、どういう形になるかわかりませんが、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

国民健康保険税、子どもの均等割の軽減について質問いたします。

我が国の国民皆保険制度は1961年にスタートし、自営業等の国民健康保険及び協会けんぽ、組合健保、共済・健保などの被用者保険等の社会保障制度が確立されました。これらは、国民の生存権をひとしく保障する義務があると定めた憲法第25条に基づくものであります。

平成30年度から保険者が都道府県化となった国民健康保険、いわゆる自治体国保の被保険者は3,303万人と、協会けんぽの3,640万人に次ぐ規模であります。

1965年の国民健康保険は、自営業者が25%、農林水産業が42%と約7割を占めておりました。しかし、2015年では無職が44%、協会けんぽに加入できない非正規の労働者などの被用者が34%と、8割近くを占めております。したがって、加入世帯の所得水準は低くなっており、加入世帯のうち、所得のない世帯は28.4%、所得のある世帯のうち100万円未満が28.7%、加入世帯の57.1%と低所得者が占めております。

今、全国で自治体国保の保険料を滞納する世帯の増大が社会問題となっておりますが、加入世帯

の高齢化と貧困化という構造的な変化があります。厚労省によると、2016年度の加入者1人当たりの平均保険料は9万4,000円と、2000年度の7万9,000円から2割高くなっており、対して平均所得は2000年度の198万円から139万円と3割減少し、保険料負担は年々重くなってきております。

これらは、国が1984年の国庫負担の削減抑制をしてきたことによるものであります。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、定率国庫負担率の増額を全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方六団体が政府に要望しております。また、2014年7月には、全国知事会が国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国庫財政の基盤強化並びに協会けんぽ並みの保険料負担率まで下げるには、総額1兆円の公費投入の必要性を求めたところであります。さらに、1つとしては財政安定化支援事業の拡充、2つ目として定率国庫負担の増額、3点目として低所得者対策の拡充、4点目としては子どもの均等割軽減を求めています。

国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなっている大きな要因は、他の健康保険にはない世帯に係る「平等割」と、加入者の人数に係る「均等割」の算定方式であります。被用者保険料は、収入額に保険料率を掛けて人数が保険料に影響することはないわけであり、このため、低所得者には一定の減額はあるものの、子どもの数が多いほど国保税が高くなる仕組みになっており、子育て支援に逆行していると批判が上がっております。

全国知事会など地方団体からも1人当たりの均等割の見直しの要求が出されております。全国で均等割と平等割として徴収している国保税の総額は、約1兆円であり、公費で1兆円を投入すれば、これらを廃止することができ、協会けんぽ並みの保険料に近づけることができます。4人世帯で給与収入400万円の協会けんぽの保険料は20万5,000円に対し、札幌市の現行の国保税は41万4,000円と2倍になっており、均等割、平等割を廃止した場合は28万1,000円となり、32%の減額となります。また、帯広市で試算すると、4人世帯で給与収入400万円の、現行では39万6,500円に均等割、平等割を廃止した場合24万1,000円となり、39%の減額となり、両市とも3割から4割近く国保税が安くなり、協会けんぽの保険料に近づくこととなります。全国知事会等が要望している公費1兆円の投入は、理にかなったものと言えます。

さらに、全国で子どもに係る国保税均等割の独自軽減をした自治体があります。平成30年度からは、東京都清瀬市では18歳未満の2人目以降の子どもの均等割を5割減額、東京都昭島市では2人目の子どもの5割減額、3人目以降は9割の減額、同じく東京都の東大和市では3人目の子どもの均等割を無料化に、宮城県仙台市では18歳未満の子どもの均等割を3割減額、埼玉県ふじみ野市と同じく埼玉県の富士見市では18歳未満の子どもが3人以上いる世帯には国保税の減免措置を導入する、また、道内の旭川市では18歳未満の子どもの均等割を3割減額、これら独自軽減をする自治体が増えてきております。また、岩手県宮古市では、平成31年度から子どもの均等割を全額免除にすることとし、その財源はふるさと納税を充てることとしております。自治体独自に子どもに係る国保税の均等割を軽減しております。

本町も旭川市のように、子どもの均等割を3割減額し、子育て支援に計上するべきと思いますが、町長のお答えをお願いいたします。また、その場合の所要額は幾らになるのか、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

次に、漁業振興と後継者対策について質問いたします。

本町の基幹産業である漁業の取扱高のうち、地元水揚げ、いわゆる属地水揚げは、平成26年度の40億9,500万円、平成27年度の46億500万円に比べて、平成28年度以降は35億円から36億円で推移しております。秋サケの極端な水揚げの低迷と昆布漁など沿岸漁業の漁獲量の減少及びイカやサケ・マスの低迷によるものが要因としてあります。

また、漁業の組合員数は平成20年度の197人から平成29年度には162人と、この10年間で18%、約2割が減少しています。その要因としては、漁業従事者の高齢化や漁業後継者の不足が課題となっております。

天然昆布の生産が全国1位の釧路管内浜中町では、第1次産業に従事する後継者問題として、多くの若者が進学や就職を機に町を離れ、後継者不足が課題としてあったところであります。そのため浜中町では、地域経済を支える漁業などの後継者不足を解消するため、平成29年度から「漁業後継者就業交付金制度」を創設したところであります。その目的と内容は、新規卒業就業者及びUターン就業者等に交付金を交付し、漁業の振興とあわせて後継者不足の解消及び定住の促進を図り、まちづくりの推進に寄与することことを目的としております。交付対象者は、就業開始日までに浜中町に住所を有し、漁業協同組合の後継者であり、新たに後継者として従事する者と定義され、月額5万円、36か月を限度として最高180万円まで就業交付金として交付することとしております。平成29年度には6人が、平成30年度には9人が漁業後継者として就業しており、過去5年間で1年間に1人から2人、就業者がいない年もあったとのことであります。この事業によって就業者が大幅に増加し、まちづくりに寄与しているとのことであります。さらに、翌年度からは、商工業の後継者、農業の後継者の就業交付金制度も拡充して、まちづくりに貢献しております。

本町も平成28年、29年度には道立漁業研修所に半年間入所研修する費用のうち、1人当たり25万円の助成をしておりますが、さらに沿岸漁業の振興と第1次産業の就業者数の増加を図るために「漁業就業交付金制度」を創設すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の国保税、子どもの均等割の軽減についてであります。

国保税につきましては、世帯の所得に応じて計算をされる所得割、被保険者数に応じて計算される均等割、1世帯当たりで計算される平等割の合計によって算定されるものであります。協会けんぽ等の被用者保険では、標準報酬月額と標準賞与額に応じた保険料の負担となっております。被扶養者の保険料加算はありませんけれども、制度設計の異なる国保制度では被扶養者数に応じた均等割が加算される仕組みのため、被保険者の多い世帯ほど保険税負担が重くなっております。被保険者の多い世帯については、被保険者の少ない世帯より受益が大きく、それに伴い保険税の負担をお願いしているものであります。

現在、本町の18歳までの児童数は930人程度であります。この児童に対する均等割相当額につきましては約5,600万円となるところでありまして、3割軽減の所要額は約1,680万円となるところであります。

子育てにつきましては、社会全体で取り組む必要があるわけでありまして、免除した財源については他の国保の被保険者が負担をすることになるわけでありまして、このため、負担が増える他の国保の被保険者の理解を得る必要があるのではないかとこのように思っております。また、本町の軽減支援につきましては、極めて厳しい財政状況、また、国保に対する赤字繰入削減の観点から困難であるところであります。

次に、2点目の漁業振興と後継者対策についてであります。

本町の水産業を取り巻く情勢は、資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など、さまざまな課題を抱えております。

このような状況の中、本町の漁業後継者対策におきましては、平成28年度から担い手の確保及び定着を図ることを目的に漁業後継者育成対策事業補助金等交付要綱を定め、本年度までに計6人の方が申請され、漁業後継者として就業、定住をしているところであります。平成30年度は申請する方がおりませんでしたけれども、今後も担い手確保及び定着を図るべく、継続実施してまいりたいと思っております。

また、平成31年度から水産庁承認の第2期浜の活力再生プランが始まりまして、資源の安定、魚価の向上、漁労経費の削減施策を考えまして、再生プランに掲げる基本方針により漁業所得向上と経営の活性化を目指していくところであります。

本町の水産業は漁業者のみならず、雇用や流通など水産加工にも及ぶ裾野の広い産業でありまして、北海道や関係機関と情報を密にしながら、今後も漁業が持続的に発展していけるよう漁業協同組合と協議しながら努力してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

訂正をさせていただきます。国保税の均等割の軽減の中で、18歳までの児童数930人、この児童に対する均等割相当額につきましては、先ほど「5,600万円」と言ったところでありますけれども、「560万円」でございます。それから、3割軽減は「168万円」、先ほど「1,680万円」と言ったところであります。訂正願います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この国保税の世帯に係る平等割、それから加入者の1人当たりに係る均等割、これは創設以来、国民健康保険だけの制度と算定方式でなっておりますけれども、先ほど来の答弁も含めて大変財政が厳しいということでもありますけれども、それについては私も一定程度は理解しておりますけれども、例えば、いわゆる国会でもこのことは論議されていて、またその結論が出ていない。そういった中で、2011年から2014年度にかけて、主に全国知事会が中心となってこの問題を議論して、そのことが2014年に政府のほうに公費1兆円の投入と、そして、いわゆる平

等割、均等割廃止をという形で要望しているわけでありませけれども、なかなか地方六団体並びに国保中央会が要望しておりますけれども、政府のそういった部分では30年度か31年度ですか、安定化基金ですとか軽減対策で1,700億円プラス1,700億円、3,400億円、それは補助金として上乗せしておりますけれども、ただ、全体の部分では全然効果が出ていないということで、そういった均等割の廃止について要望が実を結んでいないということで、そういった中で、先ほど何市か先進事例を紹介いたしましたけれども、自治体独自で先駆けて、そういった均等割の軽減対策を行っているということかと思えます。

先ほどもご紹介いたしましたけれども、岩手県の宮古市、これは今年度からなのですけれども、今年度予算で、いわゆる子育て世代の経済的な支援を目的として均等割の免除を決めたということで、この財源はふるさと寄附金なのですけれども、広尾町もこのふるさと納税の寄附金、いろんなメニューが6項目、7項目ありますけれども、宮古市は「市長におまかせ」という、そういった項目を設けているらしいのですね。その寄附金を活用して国保の子どもの均等割免除の財源に充てるという形でやられるということで報道されております。

非常にどこの町でも財政が大変厳しいと思えますけれども、こういったふるさと納税が広尾町の子どものために、いわゆる子育て支援に役立つような活用がされるのであれば寄附者としても本当に喜ばれるかと思うのですけれども、そういった面で、いろんな意味で財政が大変厳しいのですけれども、いろんな財政の活用方法を考えながら、子育て支援的な部分での子どもの均等割の軽減、これらについて求めたわけですが、その点についてもう一度お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この国保制度につきましては、平成30年度から改革がされたところでありまして、今までは市町村が運営をしていたところ、広域で都道府県が運営主体となってこの事業を進めてまいりました。その背景については、それぞれ市町村で行っていた国保の事業が立ち行かなくなる状況に陥ったからであります。なかなか赤字解消ができないところ、それぞれの自治体が繰り入れをして賄ってきたというところ、もう限界だということで、国が動いて都道府県が事業主体となって継続的な国保制度が続くように、そういった改革がなされたところでありまして、これは北海道で言えば道が責任を持って運営主体となり、相互扶助の精神でこの国保制度を運営するわけがあります。

そういった意味では、本町にあっては5年でこの赤字解消をするという方針のもとに、今、取り進めているところであります。仮に、子どもの軽減対策をすれば、その軽減をしたところは、ほかの保険者の被保険者が穴埋めをするという形になるわけでありまして、そこところが町が財政支援をして繰り入れるという形は広域の国保事業の趣旨から反するわけでありまして、そういったことをしないようにという指導もなされているところであります。

そういったところから、ぜひこの国保制度、広域化になったところでありまして、事業の趣旨をぜひご判断をいただければというふうに思っているところでありまして、本町独自でその軽減し

た分の穴埋めはできないというところ、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今の説明ですと、要するに都道府県化による広域化に反するということですが、いみじくも先ほどご紹介した先進地の自治体の部分については、平成30年度から実施をしています。宮古市は31年から実施をしているということですから、そういった部分では、やっぱり国保のそういった、1961年にスタートをして、その後、1995年に国民健康保険法が改正されて、従前、国保税の応能割と応益割、応益割というのは平等割、均等割のことを指すのですけれども、これが当時大体、応能が70%、応益が30%であったものが、この1995年の改正によって応能、応益、50・50という形で、政府はそういう部分で、この数字を下回るとペナルティを科すというような、そういった部分があって、今どこの自治体もこの50・50に近づけるべく、以前は1人当たりの均等割というのは1万円以下あるいは1万円前後だったものが、この50・50の改定によって大幅に増えてきたということで、例えば先ほど言った加入する構成が当時は自営業とか農林水産業で7割近くいたものが、今はいわゆる年金生活者といいますか、無職の方だとか低所得者がもう8割近いという、そういった現下の加入者の構造を踏まえて、今、知事会等でも、そういった均等割、平等割を廃止するための公費投入1兆円ということを政府に要求しているわけでありますから、そのことはやっぱりきちっと現状の国保の状況を踏まえる必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてどのように考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろ制度のこと等々ご意見をいただいたところでありますけれども、全国の知事会もやっぱり国保に入っている方の保険料の負担、それから、それ以外の保険に入っている方の医療費の負担、この差がやはりあるというところの提言があって、それは制度が違うから当たり前なのですけれども、受益者としての負担については差があると。ここのところを解決するためには、これは国費、公費を投入しなければ解決できないというところで、全国知事会が国に対して、約1兆円あれば国保の受益者負担と、それから、それ以外の保険の受益者負担とほぼ同じになるのではないかという要望もしているところであります。

そういった意味では、しっかりとこれからも国保の基盤強化、それから、それぞれの負担の公平という観点からいっても、ぜひ、国がやはりしっかりとこの公費負担をやるべきだというふうに考えているところであります。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 昨年の国保の都道府県化によって、広尾町の国保の改定案が平成30年度から

34年度までの税率のシミュレーションが提示されておりますけれども、例えば今年度、医療支援等を入れると均等割が3万8,300円が、31年度は4万円、平成34年度には4万5,000円に引き上がるというシミュレーションをつくっておりますけれども、この均等割の引き上げによることによって、例えば協会けんぽですとか共済組合などの保険料からますます乖離をするということが目に見えていますよね。そういった意味では、今までの2倍近い開きがさらに開くおそれがあるということで、今のこの国民皆保険制度という名のもとで国保だけがそういった特別な算定方針による額が増えているということでございますし、とりわけ1人当たりの均等割の関係なのでございますけれども、ゼロ歳児の子どもにもひとしく課税されるという、そういった部分なのです。例えば共済組合の場合は、家族5人いても単身でも変わりませんけれども、そういった同じ保険制度でありながら矛盾を抱えているということが言えるかと思えます。そういった意味で、全国知事会でも子育て支援に逆行するというような指摘もしております。

したがって、これらを受けて、先ほど列挙いたしました岩手県の宮古市等々、均等割の軽減に踏み出したということが言われておりますので、先ほど金額的な訂正がありましたけれども、子どもの医療費から給食費からこれも含めて、当然額はそれほど大きくないとはいえ一定程度の部分がありますけれども、私、先ほど宮古市の例を出しましたけれども、そういった部分のいわゆる財源の工夫をしながら、子育て支援に一步踏み出すべきではないかと思えます。その点でもう一度お答えをいただきます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 国保の制度については、議員は国保の仕事をやっておられたので私以上に精通されているところで恐縮でありますけれども、制度が違うから仕方ないと言えればそれまでなのですが、でもやっぱり子育て支援をするという観点から全国知事会が動いたわけでありまして、そういった意味では、しっかりとほかの保険者と負担も等しくなるような、そんな制度設計にぜひ変えていただければというふうに思っているところであります。

あと、広域に北海道、都道府県がなったことに伴って、相互扶助の精神からいって、今、例に出されました旭川もやはりその制度の趣旨に反するというところで、何か軽減措置を段階的に見直す方向が打ち出されておりますので、そういった意味では、北海道全体で相互扶助でこの保険制度を持続的にしていくという観点から、ぜひご理解をいただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

前崎議員。

1、4番（前崎） 1次質問で札幌市と帯広市のいわゆる4人世帯、給与収入400万円の事例を申し上げましたけれども、広尾町の部分についても担当のほうから資料をいただいておりますのでお話ししますと、平成30年度の税率で4人世帯、給与収入400万円で37万4,800円、これを均等割、平等割を廃止した場合は21万4,700円、協会けんぽが約20万1,000円ですから、限りなく協会けんぽに近づくという試算結果が出ております。また、この割引率の42%ぐらいで先ほどの部分、札幌市とか帯広市と同じような事例が出ております。

それと、町長もご承知かと思えますけれども、2014年7月10日付の国保新聞、この中で1面トップに「全国知事会 国保基盤強化と負担の公平へ」ということで「公費1兆円の投入を」、これについては全国知事会の社会保障常任委員会委員長、委員長は福田栃木県知事でありますけれども、国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国保財政の基盤強化の観点から総額1兆円の公費投入並びに協会けんぽ並みの負担を求めるという形で政府に申し入れしております。

先ほどもいろいろな事例を言いましたけれども、広尾町独自でもそういった子育て支援の観点から独自の軽減を模索しつつやる、政府に対しても全国町村会等ともども、強化のそういった要望活動を展開する必要があるかと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） るる前崎議員の意見を拝聴いたしました。

何と云っても、やっぱり国保の基盤強化、そして、ほかの国保以外の健康保険の受益者と負担の公平という観点からいけば、今の制度では壁があってできないわけでありまして、やっぱり現行のスキーム、これを変えないとだめなわけでありまして、そこは全国知事会も要望しているとおりに、しっかりと我々が声を上げてそれぞれ改正に向けて要望していきたい、そんな気持ちでありますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次、2点目の漁業の後継者対策について再質問いたします。

先ほど浜中町の事例を出しましたけれども、浜中町、30年前は人口が9,300人近くいて、現在は6,000人ということで、広尾より若干小さくなっておりますけれども、全国1位の昆布生産ということなのですけれども、例えば平成27、28年度で見ますと、昆布の生産量が約15億円から16億円、全体の漁業の水揚げ高が42、3億円ですから、昆布の占める割合というのは非常に高いわけですが、とりわけ平成11年には昆布だけで37億円の水揚げがあったということですから、いかに

昆布漁に重点を置いているかということがわかるかと思えますし、組合員数も2015年ですけれども、490世帯ほどあります。本町も昭和52年には317人の組合員数がいましたけれども、現在29年度では162人ということで、ちょうど半減という形なのですけれども、いずれにいたしましても、とりわけ沿岸漁業を守り育てるという意味では、やっぱり漁業後継者の対策というのは喫緊の課題だと思うのですけれども、改めてその点についての考え方についてお答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 水産業につきましては、本町は特に水産で栄えてきた町、そういった歴史的な経緯があるわけでありますから、水産業の振興がやはり町の振興、景気を左右するわけでありまして、これからもしっかりと関係機関と連携しながら水産振興を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。この後継者対策については、それぞれの水産のみならず、各業界、頭の痛いところであります。とりわけ水産業につきましては、不振が続いているわけでありますから、なおさらのことだというふうに思っているところであります。

浜中町との比較を出されたわけでありますけれども、議員、今おっしゃったように、もう昆布で生計を立てていると言っていいほど昆布に主眼を置いているところでありまして、特に生産量、年で違いますけれども、1,500トン前後、広尾町15トン前後、20倍ぐらい、やっぱり昆布に依存している、そんな浜中町であります。裏を返せば、それだけ資源があるというところだというふうに思っているところであります。本町にあつて後継者対策も必要でありますけれども、資源をどうやって確保して拡大をしていくか、そして後継者をつくって生産を上げていくかという、そんな仕組みがないとだめかなというふうに思っているところであります。

後継者対策は必要でありますけれども、まずはしっかりと後継者が育たない、いないというのは、やっぱりそこで後継者になっても生計が立てられないということであれば若い人たちは後を継がないわけでありまして、しっかりと資源を確保しながら生産性を上げることを重点的に置きながら、そして後継者対策をするという、そんなことが重要かというふうに思っております。そのために、しっかりと漁業協同組合と意見交換しながら、情報共有しながら、対策をそれぞれ進めてまいりたいというふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 農業と比較するのはあれですけれども、町の予算の部分でいきますと、多分、農業関係では青年就農給付金ですとか、あるいはちょっと中身は違いますけれども、新規就農補助金等々、そういった後継者等々の部分では、国あるいは道費ベースの助成も含めてありますけれども、漁業は残念ながらそういった制度が不十分であるということでもあります。

ただ、特に本町において沿岸漁業の振興については本当に重要でありますし、先ほど町長も答えられましたけれども、いわゆる水揚げから加工、流通、小売販売等々、裾野の広い産業ということ

でありますから、そういった意味では、漁業の振興が本町の浮沈にかかわる部分があるのかなと思います。そういった意味では、より一層のやっぱり漁業後継者の育成というのを、当然、漁業者、漁業協同組合等も含めて、総合的に協議しながら進めていかなければならないというふうに思っております。現在でも組合員数が減少傾向にありますけれども、少しでも歯どめをかける、そういった意味では早急な対策が必要であるというふうに思いますけれども、もう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 漁業に対する認識、全く議員と同じでありまして、今後につきましても、北海道、それから関係機関、当然地元の漁業協同組合と情報を密にしながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、2番、萬亀山ちず子議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（萬亀山） 私は、広尾町認定こども園の開設に当たり、町長の考えを伺います。

認定こども園は、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を都道府県知事が認定するとされています。

ご承知のとおり、幼稚園は3歳から就学前までの子どもを対象とする教育施設、保育所はゼロ歳から就学前までの子どもを対象とする児童福祉施設と位置づけられています。このように両者は本来目的や機能が異なりますが、共働き世帯や核家族の増加などの社会状況や家庭の変化を受けて、預かり保育や子育て支援を導入するなどの多様化が進んだ結果、互いの機能に似通ったものになってきています。

さらに、地方分権と規制緩和という構造改革の流れもあって「幼保一元化」が求められる中、両者の制度を残した上で、幼保一体的な運営をする総合施設として、2016年10月、「認定こども園制度」がスタートしています。親の就労の有無にかかわらず、ゼロ歳から就学前までの全ての子どもを対象にしたサービスの提供が、両者が所管省庁として実現したところです。

広尾町においても、4月から本格的に認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする幼保連携型がスタートします。

この利用するメリットの1つとしては、就業時間の変化や弟妹の出産あるいは育児休暇をとるといった環境が、園で安心して保育・教育を受けられるということで親にも子どもにも大きな安心感があります。

また、年齢の異なる子どもたちが一つの場で交流ができるということです。ゼロ歳から就学前の幼児が一つの空間を共有する縦割り保育を受けられることは、小学校に入学しても顔を見知っているということで安心感が子ども同士ではあると思います。年齢に応じた保育と集団としての教育、

二通りを受けることができます。

昨年、広尾町は園児の増加に対応するため、2保育室を増設したところです。しかしながら、ホールの狭小に対し、多くの苦情が寄せられているのが現状ではないでしょうか。昨年の発表会では観覧の父母から、座席の確保、狭くて子どもが伸び伸びと遊べず危険性もあるといった指摘があります。このホールの狭小を今年はどうするのかをお聞きしたいと思います。

また、今年の入園希望者が30人以上の申し込みに対して、「入れない子どもが出るのではないか」という不安を持っている親もいると聞いています。広尾町において待機児童が発生するような事態があってはならないと思いますが、これをどう解決するのかをお聞かせください。

あわせて、園児がなじんだ保育士さんの中途退職や今後退職する方もいると聞いております。毎日のように防災無線で保育士募集の放送が流れていますが、応募がないのが現状のようです。町内には有資格者が結構いると聞いていますが、何が原因で応募がないのかを検証したことはあるのでしょうか。

私には、さまざまな情報が入ってきます。原因は職場の人間関係にあるのかとを感じる点が多々あります。町長はどう受けとめていますか。幼少期の情操を育む大切な役割を果たさなければならない施設ですから、原因をしっかりと調査した上で、建物はもちろんであります。スタッフの質的向上も求められます。安心して子どもを預けられる総合施設の運営を願う上から、開設に当たっての町長のお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 萬亀山議員の質問にお答えをいたします。

本町は、4月より「認定こども園ひろお保育園」として、ひろお幼稚園とひろお保育園を統合し、新たに開設をいたします。

この開設に当たっての背景については、議員がおっしゃったとおりであります。しっかりと広尾町の子どもを育てていきたいと考えているところでもあります。

入園状況につきましては、子どもの人口推移や女性の就労率の向上を受けまして、3歳以上の入園希望を受け入れるため、保育室を2つ増やしまして、定員も50名増やしているところであります。このことにより、3歳児と4歳児については定員を上回る申し込みがありましたけれども、クラスを2つに分けて対応していきたいと思っているところであります。しかし、平成31年度の入所申し込みにつきましては、1歳から2歳児では定員以上の申し込みがありまして、待機児童が発生している状況下にあります。

あと、ホールの狭さについてのご質問がありました。現在の園の建設に向けましては、保育所設置基準に基づきまして、保育室、また、遊戯室の児童数に合わせた面積を確保しているところであります。子どもの数からいって面積は足りているのですが、議員の質問にございました発表会等の保護者が参加するところでは、少し狭い状況になっているところであります。今後に向けまして、

行事の開催等につきましては、保護者とも相談をしながら、例えば会場の変更などできるものであれば、検討をしていきたいなというふうに思っているところであります。

次に、保育士の求人についてであります。募集を継続して行っておりますけれども、開設に当たっての確保についてはできているところでありますけれども、なかなか保育士が集まらない状況にあります。

また、退職をする状況にあることについては、保育士と個別面談をそれぞれ実施をしているところでありますけれども、職場環境の改善、事務事業の効率化など、保育士が保育に専念できるよう体制を整備していきたいというふうに考えているところであります。今後も子育て支援員を活用するなどして、保育環境の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 萬亀山議員。

1、2番（萬亀山） ホールの使用など、学習会、発表会においては、今後いろいろされるということですが、私が議員になっていまして、いろんな苦情というか、困り事が耳に入るものですから、4月になってからの質問でもよかったのではないかと思いますのでけれども、いろいろなところで父母の方たちから不満がちょっと出ているようなところがあります。

まず、ホールの中では本当に狭くて、子ども同士が重なって見えないわけですね。そうすると、幾ら保育士さんが見守っていても、接触してぶつかって、そして泣いて初めて子どもが大変だということがあるようですね。そういったところでも、本当にお父さん、お母さんにしてはホールの狭さがとても危険性を帯びている。そしてまた、今年は幼稚園が入るということで以前よりも増えるということですね。だから、そういったところで何か不安を感じている親御さんはいらっしゃいます。

また、去年の発表会においても立ち見席であったり、廊下まで出たりで、そして、お昼寝用の布団、小布団というのですか、長い布団で。一家にはその1枚の範囲内で皆さんの、その場所が占有権というか、そういったところで指示が出るぐらい、子どもが小さな手で踊ったり動いたりすること自体、もう本当に親御さんにとっては一番の楽しみだということで、おじいちゃん、おばあちゃん、また兄弟、そしてお父さん、お休みのお父さんも見たいということは本当に本心だと思うのですが、今年はホールをもう一度改めて考えるということなので、ぜひそのように、みんなが楽しんで見られるような場所を設定していただきたいと思います。

また、待機児童の問題なのですが、新築で建てて保育室を増やしたということなのです。結局、建物を、フェンスを壊して2施設を建てたということなのですが、子どもたちが予想以上に今年は多くてお断りをしたということなのです。そういったところは、どういった基準で断ったのか。

あるお母さんは、新規で保育が必要で、入園手続で去年は入所できたのですが、今年は断られた。そして、そのためにお仕事ができなくなったというお母さん。また、あるお母さんは、新

規で保育のほうで2人兄弟を申し込みましたが、弟、未満児なのですけれども、お断りされた。それで、兄のほうは一応保育所は入れないけれども、幼稚園のほうに回された。幼稚園となると、今度1時半ぐらいまでですか、見ていただけるのは。だから、お母さんの時間帯の都合でそれ以上になると、また支援センターであったり、学童に行かなければならない。そうすると、300円の出費だ。それが何日間になると、ある程度の金額になりますよね。だから、そういったことも聞いております。

そして、ちょっとこれ聞き苦しいとは思うのですけれども、あつてはならないことだと思ふのですけれども、入所の選定の仕方がやっぱり町の関係機関に勤めている人がどうも優先的だという不満も出ているのですよ。やはり入れない人たちは不満を持って、もう幾らでもいろんな不満が出てくると思ふのですけれども、多分あつてはならないと思ふのですけれども、まず親御さんの不信感が出ていることは確かでございますので、こういった待機児童、何か手だてはないものかどうかも、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

そして、3点目ですけれども、保育士さんが退職する理由を調査したことがあるのかどうか。職場の人間関係が原因なんていうことは、あつてはならないと思ひます。子どもがなれ親しんだ保育士さんが退職することで、子どもたちの情緒の変化をととても心配する親もいます。所管の管理職や、もちろん理事者も現場の状況をしっかり把握することが大事ではないかと思ひます。

私の手元にはガールズフレンドという資料がちょっとあるのですけれども、こういう大学生のアンケートです。そういったところで、一応このランキングのなりたいランキング、職業は何かというところ、保育士さんになっているのですね。その理由で多かったのは、「保育士という職業が好きだったから」「子どもが好き」、そして「懂れているから」「やりがいがあるから」という回答があつたそうです。子どもの成長を見ることができる保育士は達成感、そして、満足感が得られる職業と受けとめられるということが大学生にしては大きいのではないかと思ひます。高いハードルを越えてやっと憧れの職業についてのもの、そこには職場内の人間関係という障がいがあつては、子どもの成長を支えてあげることができません。そういったところで、退職に追い込まれるというそんな職場が親にかわって子どものお世話ができるのかという疑問を感じます。早急に環境改善に取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、最初のホールが狭いという点であります。

確かに、建てるときの基準については、子どもの数で1人当たりの所要面積で建てるわけでありまして。議員がおっしゃったとおり、行事のあるときの狭さについてご指摘がありました。

確かに、夫婦2人、そしてその夫婦2人にはじいちゃん、ばあちゃんがついていますから、大人が6人、子どもがいれば、兄弟がいれば7、8人が見に行くというところになってしまひまして、その数に合わせてホールをつくらなれば、非常に大きなホールになってしまうところでありまして、やはり設計基準は子どもの数に合わせてざるを得ないというところ、ご理解をいただければとい

うふうに思っております。

私も発表会を見に行きました。本当に後ろの壁に所狭しと立って子どもたちを見ているという状況下にあります。ですから、行事のときには、やはり少しそういう、年によって子どもの数は違いますから一概に言えませんが、多いときには違うところの会場でやるだとかいろんな工夫が、保護者と話し合いながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

待機児童のお話をいただきました。それぞれ部屋も子どもの数に、定員に合わせてつくっているわけですが、残念ながら待機児童が出てしまったところであります。この背景には、建てたときの時代背景と今と少しやっぱり違ってきているところにあります。

1つには、広尾町で子育て支援をするというところで、保育料についても国、北海道を上回り手厚くしているところであります。第2子半額のところを無料にしてみたり、それから、第3子以降の兄弟の上の年齢、これは小学校までとか中学生までとか制限をしているのですが、その制限を外して保育料を無料にしているだとか、そういったことがいいほうに反映をして皆さんが保育所に入ってきたという状況下にあります。

また、あわせて、やっぱり生活が厳しくて働きたいという、そういう共稼ぎが増えてきたという背景もあるわけでありまして、そういった意味で、当時建てたときと現在の背景は違いますが、将来的に子どもの数を見ながらそれぞれ建てたわけですが、残念ながら現在のところは待機児童が出たというところであります。

あと、建物の中の定員はあるのですが、いろんなホールがありまして、そこを工夫しながらやはりできるということもあるのですが、残念ながら後段でおっしゃいました職員が退職をしたというところ、これも起因いたしまして、もしあと1人、2人保育士がいれば、あるところのクラスについては受け入れられる、そんな状況下にあるわけでありまして。

そこで、3点目の最後の職員の退職についてであります。

議員おっしゃったように、職場の人間環境にあるのではないかというご指摘であります。

保育所に限らず、役場限らずほかの部署もそうかもしれませんけれども、今やっぱり人間関係、これがやはりどうもコミュニケーションがうまくとれない。今の若者という一くりにしては失礼かもしれませんが、特に役場のことで言えば、保育所に限らず、ほかの現場でもあらわれている状況下にあります。

私、職員採用の面接をするとき、それから新規で職員が役場に勤めるとき、いつも言うことなのですが、難しいこと、できるにこしたことはないのだけれども、一番大事なのは、職員同士のコミュニケーションを図ること、人間関係をしっかり築くこと、これが何よりも大事だということとは常々言っているところであります。職員同士がしっかりコミュニケーションをとって人間関係ができれば、対住民と向き合ったときにもしっかりそれがとれるわけでありまして、そこが一番大事だということを常々言っているのですが、残念ながら、今、議員おっしゃったとおり、それぞれの現場、保育所に限らずほかの現場でも役場内部でも人間関係が保てない職員がいるわけでありまして、そのことは理事者である私の責任でありますから、しっかりとどういふことができるのか対策を講じていきたいというふうに思っているところであります。

今、資料で説明があったとおり、特に保育士さんは子どものやっぱり健やかな成長を見たい、そういうことに携わりたいという崇高な使命感を持って職場に入るわけでありますから、そのところが本人の夢がかなうように、そして生き生きと働くことができるように、そのことが子どもの成長につながるわけでありますから、そういった職場になるよう、しっかり理事者としても対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、1番、浜野隆議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（浜野） 私は、生涯学習の推進についてお聞きいたします。

以前から見れば、よき時代になったと思われるこのごろではございますけれども、毎日のように悲惨な事件、事故等が報道されております。

日々目まぐるしく変化する社会にあって、一人一人が心豊かに幸せを感じながら過ごすために、生涯学習というのは必要不可欠と思っております。

本町では、まちづくりセミナーをはじめとして、出前講座や教養学習講座などが行われておりますけれども、今後、生涯学習事業をどのように展開、推進していくかをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 浜野議員の質問にお答えをいたします。

平成18年12月に60年ぶりに改正されました教育基本法に生涯学習の理念が規定をされたところでもあります。

時代の変化に対応すべくとのことでありますが、近年は日々急速に変化する社会にある中で、教育においても学校教育、いわゆる知識優先教育のみでは社会に適用できない青少年たちが増加してきていることは紛れもない事実であると思っております。いわゆる教育の原点であります家庭教育の低下が本来のしつけや倫理観の欠如を引き起こし、最近のテレビ報道や新聞紙上で報じられているように、いじめや虐待など、悲しい出来事が多発しているのではないかというふうに考えております。生涯学習は家庭教育に始まり、学校教育、社会教育と引き継がれ、これに地域社会がかかわって一体化する、そんな環境づくりを進めていかなければならないというふうに考えております。

本年度からコミュニティ・スクールがスタートをしております。地域が学校と協働して活動する取り組みが進められます。地域の力によって学校教育がより充実したものとなることを大いに期待をしているところであります。

町民一人一人が生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要であり、このため広尾町生涯学習推進計画に沿いまして、幼児期から高齢者まで充実した心豊かな生活が送られるよう講座の開設や学習情報の提供、指導者の確保、人材ボランティアの発掘などを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 浜野議員。

1、1番（浜野） 私、約10年くらい高校生とか小学生とかを受け入れております。

その中で、子どもたちが帰るときにいつも大体言うことが、朝、朝食をみんなで食べられた、うれしかった。夜、こんな星空、また、天の川だとか、そういうものを今まで見たことなく、本当に大きなプラネタリウムを見ているようだ、そうやって感激して、いつも帰って行ってございます。私たちはいつも日常茶飯事そういう日々生活を過ごしているわけですから、さほどそう感じはしないのですけれども、都会の子どもたちと違いますか、人たち、親あたりもそうなのですけれども、まず空気がおいしいね、そういうことで、都会の人たちから見ると、この広尾町の自然というのは、本当に宝物のように見えるようでございます。そして、その人たちは、やっぱりそう感じたことが生涯忘れられないというふうに感じて生きていくのだと思います。ですから、例えば生涯学習というのは、そんなにお金もかかるものでは、かけようによってはかかるのかもしれませんが、広尾町は独自のそういう、都会の人から見たそういう宝物に感じたものをやはり広尾町の人たちが捉えて、本当に宝物として発信をしていく。やっぱりそういう、それが広尾町の都会から教えてもらった宝物というふうに捉えて進めていくべきだろうと思ってございます。

昔のじいちゃん、ばあちゃんあたり、私たちもそうですけれども、子どもが小学校に上がるときは男の子であれば黒のランドセル、女の子であれば赤のランドセル、それしかなかったわけですが、今のじいちゃん、ばあちゃん、親にしても、何十種類というあれで非常に選ぶのに困る。逆に、もう子どもたちが選んでというようなあれ。でも、物を与えればそれでいいのか。子どもたちからして、これはじいちゃん、ばあちゃんから送ってもらったのだと、やっぱりそういう気持ちというのが人生の始まりなのでないかなというふうに思っております。

昔話ばかりですけれども、昔は今のような天気予報もなく、山を見て、海を見て、空を見て、きょう、あすの天気予報を感じながら仕事をしてきたようでございます。特に漁師の、海の人たちはやはり海の上ですから命がけです。やはり生涯学習というのは、人生を長く経験してきた、そういう知恵とか工夫とか経験とかをこれからの後世の子どもたち、若者たちに話をして、そういう場を持つことが生涯学習の一つの意味だろうと思うし、また、本町150年ということで「つくる、つなぐ。」という、それにプラス「伝える」というような形で頑張っていっていただきたいというふうに思っているわけでございます。

私は、なぜか、初めての一般質問で緊張したのか、夕べ夢を見まして、それはグラウンド一面に真っ白な雪でございまして、そこに高校生5人ずつがスクラムを組んで100人が1本の道、何本もの道をつくっていきました。その後、中学生、また、幼児の手を引いたお母さんたちが歩いていました。そこで目が覚めてしまったのでその後はわからんわけなのですけれども、そういう何もないところに高校生たちが力を合わせて道をつけていく。これ何か、よくはわかりませんが、生涯学習の原点というか、そういうような気がします。町民一人一人が心豊かに、幸せを感じられる

町をそれぞれいろんな形の中で、各役場にもいろんな課がございますけれども、それぞれの仕事の範囲の中でいろいろと都度都度教えたり話をしたりして、生涯学習の一翼を担っていただきたいと思えます。

以上です。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 広尾の子どもをどう育てるかということだろうというふうに思えます。

基本的に、生涯学習を進めるに当たっては、生涯学習推進計画、これに基づいて進めることが基本だというふうに考えております。

加えまして、今年1月にスタートしましたコミュニティ・スクール、各学校に学校運営協議会も設置されまして、それを支える組織として広尾っ子応援団本部、こういうものも設置もさせていただいたところであります。今後、地域、それから学校、それから家庭、保護者一体となって、どういう学校をつくっていくのか、どういう子育てを、教育をするのか、これをしっかり地域で、学校で考えていただいて、それぞれの学校の重点教育目標、これを定めながら子どもたちの教育に取り組んでいきたい、そして生涯学習推進を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

3番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（北藤） 私は、3点について質問させていただきます。

まず、1点目は、南洋材の受け入れと北海道産認証材の影響は。

十勝港で受け入れている南洋材は、原産地はどこの国で、どのような経路で十勝港に搬入されているのか、また、検疫がどのようになされているのかも伺います。

その上で、南洋材の受け入れによる北海道産認証材への影響について、町長の考えをお伺いいたします。

2点目、十勝港に企業誘致を。

十勝全地域から多くのカラマツ材の原木が十勝港に搬入されている中、十勝港に木材を加工しCLTを生産する工場を誘致し、町内で原木を加工・移出することによって広尾町の活性化につながる

と思うが、工場の建設企業に対する支援をしてはどうか、町長にお伺いいたします。

3点目、オスロ通りの環境整備について。

以前、オスロ通りの環境整備について一般質問したが、整備が行われない状況が見受けられる。オスロ通りは町外から車で役場庁舎を訪れる際に、メイン通りとして利用される路線の一つと思うが、通りの環境整備について町長はどのように考えているかをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目の南洋材の受け入れと北海道産認証材の影響についてであります。

十勝港には平成26年末から南洋材が入ってきておりまして、マレーシア及びパプアニューギニアからの材であります。毎年、約3万立方メートル、約6隻の貨物船で輸入をしているところであります。

十勝港では南洋材を陸揚げした後、輸入木材、消毒実施区域におきまして、原木をシートで覆いまして、検疫、有害動植物の駆除薬品を投入する天幕薫蒸という方式により行っているところであります。天幕というのは、原木を全てシートで覆って薫蒸する方式であります。シートで覆う前と後では、農林水産省の植物検疫官が立ち会いまして、検疫官の検査の後、認められれば通関となり、荷主に引き渡すことになっているところであります。このような方法をとっておりまして、安全な南洋材が輸入されていると認識をしているところであります。

次に、道産認証材への影響であります。いわゆる十勝港には十勝管内の、また、日高管内から一部のカラマツ材が移出されているわけでありまして、ほとんどが道産認証材ということになります。この影響についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、南洋材の有害動植物の侵入を防いでいるわけでありまして、また、自主管理基準等の相当の努力のもとで万全の体制がとられていることから、カラマツなどの道産認証材へは影響ないものと判断をしているところであります。

2点目の十勝港に企業誘致をする関係であります。

CLT関連工場の十勝港への立地促進につきましては、議員おっしゃったとおり同じ認識を持っているところでありまして、林業振興、それから経済循環の視点から、CLT組み立て工場だけではなくて、CLT用ラミナ、木材をひいて板の状態をいうわけでありまして、そういった製材施設なども含めて、立地のメリットを広くPRして誘致を進めていくことが大事かというふうに思っております。

毎年、十勝港には管内と一部日高地域から約6万立方メートルのカラマツが搬入され、原木のまま本州に移出されております。また、カラマツに加えトドマツが利用期を迎えてきていることから、いろいろなスタイルがあると思っておりますけれども、CLTを含めて丸太ではなくて地元にお金が落ちるような形で地元で加工し、製材やそれ以上の製品が道内あるいは道外へ送るというような取り組

みを進め、雇用、移住者を増やし、町の活性化につなげるといった波及効果が描けるのではないかというふうに思っております。

これからの戦略についてでありますけれども、既に全国的な取り組みにCLTを活用した地方創生事業の首長連合というものがあまして、広尾町もこの首長連合に加入をしているところであります。

また、林業、木材産業へのコネクションにたけている森林組合とも連携を密にして、また、北海道の林務局とも直接的な情報のすり合わせをしながら、それぞれの業界など企業訪問してトップセールスを現に過去にも行った経緯もありますし、これからも粛々と対応していきたいというふうに思っているところであります。

3点目のオスロ通りの環境整備についてであります。

オスロ通りの整備につきましては、昨年の第1回定例会の一般質問でもオスロ通りをメイン通りにとご指摘をいただいたところであります。

道路を含め、施設の維持管理につきましては、緊急性、安全性を優先して補修等を行っております。景観的な部分についてはどうしても優先性が低い状況になっているところであります。歩道専用の除雪車の除雪幅が1.3メートルでありまして、植樹ますにかかりませんので、置き石につきましては、除雪には支障を来していないところであります。

オスロ通りにつきましては、過去にイルミネーションを点灯したところでありまして、小学6年生によって、そういうことも実施をしておりましたけれども、サンタランドのシンボルゾーンを大丸山森林公園に位置づけをして、さまざまなサンタランド事業をシンボルゾーンを中心に展開しているところであります。オスロ通りの街路灯には、全てオスロ通りという看板を提示しているところでありますけれども、本町の財政状況等からしても、どうしてもシンボルゾーンを中心に整備せざるを得ない状況でありますので、ご理解をいただければと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 1点目の質問でございますけれども、やっぱり南洋材といいますと、外国船が入港するに当たって、木材ですから船にばら積みしてくるのだらうと思います。それで、やはり僕いろいろ懸念するのは、本州方面で以前にコンテナ船が外国から来たときにハブ騒動がありましたよね。ハブが入ってきて、日本の港湾に出たのではないかとか、いろいろそういうふうに騒動された。そしてまた、ヒアリの問題もございました。そういう観点から、私も外国から来る南洋材に、もしやそういう動物だとか、あと昆虫だとかが侵入すると大変だなという心配がございます。

そして、私も、あそこの丸太の置き場、来的时候よく見ますと、製材というか、木工に運べないような廃材というのでしょうか、あれが山積みされているのですね。やっぱりそういう腐った木の中にもしかしたら、そういう外国からの昆虫だとかそういうものが侵入していないのかどうか、それを私は一番心配しているところであります。そして、広尾町に船が入ったときに、広尾町

でもその検疫というか、そういうものがなされているのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この輸入木材の関係でありますけれども、今コンテナのお話がありましたけれども、製品で木材が入ってきた場合は薫蒸をしなくてもいいようになっているわけでありまして、そのときにコンテナの床板等に、ちょっと腐っていれば、そこにヒアリが入り込むだとか、ハブが紛れ込むだとか、そういうことはあり得るのですけれども、本町の場合については原木で輸入でありますから、原木で輸入は全て薫蒸するということでございます。動植物に強い臭化メチルという、そういう薬品を使って全て消毒をするということでございますから、十勝港にそういった有害なものは入ってこないということになっておりますので、安心できるのではないかというふうに思っております。

議員おっしゃった、土場に木皮など堆積していることを言われているのだと思いますけれども、南洋材は皮はほとんどついてきません。一部ついてきますけれども、そういったものは剥がすわけでありまして、そういったことも全て薫蒸されておりますので、安全だというふうに思っております。

また、土場には、カラマツから出た木皮もまざっているわけでありまして、そこは分けて堆積をしているところでありまして、そういった輸入木材からの有害なものは輸入されないというところでもありますので、よろしく願いいたします。

済みません。それから、町での検疫でありますけれども、町では検疫しておりません。農水省の検疫担当者が検疫をしているということでもあります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 一緒に質問すればよかったのですけれども、廃材のそういうくずの処理は、方法はどこで行うのか、その点ちょっとお伺いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 処理につきましては産業廃棄物になっておりまして、それぞれ企業の方々が産業廃棄物として処理をしているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 2点目に質問させていただきますけれども、CLT加工工場の建設に向けて町長も一生懸命取り組んでいると思いますけれども、今、木材の建築物がすごく学校公共施設にもた

くさん取り入れられているということから、やはり十勝でたくさん出るカラマツ材をCLT加工して、そして十勝でも使われるかどこで使われるかわかりませんが、建物の建築の基準からいきますと、何か5階建てまでがオーケーということで、これから需要があるのではなかろうかというふうに思うのです。

それで、やっぱり町長を筆頭に検討委員会か何かそういうものを開いて、広尾町にぜひとも工場の建設をやっていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） CLTの関係につきましては、今、注目をされている工法であります。議員おっしゃったように、木材ですと2階までしか建てられませんが、もう5階、高層の、木材で建てられるということでございます。板を張り合わせて強度を増して、そしてパネルにして組み立てるという工法でありますから、非常に工期の短縮にもなるというところであります。

私も日本で有数の大きな企業のところにも訪問をし、そのことも感触をつかんできているところでありまして、北海道とも歩調を合わせて一緒に行ったわけでありまして、森林組合ともいろんな情報提供をいただきながら、木材、産地なわけでありまして、十勝、日高含めてそういったこともこれからしっかりと情報を収集しながら、北海道でもこのCLTのことに力を入れているところでありまして、そういったこともこれから関係業界と連携を密にしながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） その点につきましては、よろしく本当に前に進んでいただきたいというふうに思うところであります。

3点目のオスロ通りの件につきまして、今、町長がおっしゃったとおりに、何に結びついても財政難という言葉が出るわけです。

それで、財政難といっても、広尾町の一つのシンボルのサンタランドのまちとしては、やっぱり景観は必要なのですね。やっぱり景観なくして広尾町の町は成り立たんと思うのです。だから、私は、せっかくサンタランドのまちとしてアピールするのであれば、やはりあのメインのオスロ通りは何らかの環境を整えていく必要があるのではなかろうかと。余り言いたくないのですけれども、本通から入るところに、時計のついた門でしょうか、何でしょうか、あれが壊れているのと時計が狂っていますね。だから、あの辺、何か他町から来た人は余りいい感じはしないと思います。

だから、私、思うのですよ。ノルウェーからの認定を受けてから、かれこれもう35年たちますね。それで、いろいろ商工観光課のほうでお聞きして調べてもらったのですけれども、平成3年から7年までいろいろと商工青年だとか漁協、加工青年、農協青年、一般青年、いろいろと研修視察をされていますね。それで、これが7年で終わって現在、もう23年たつのですね。やはりこれからのサ

ンタのまちをどういうふうにしていくかということになれば、そういうまだ商工青年だとか漁業青年だとか農協青年、いろんな方々とともに先進地を視察研修する必要があるのではなかろうかと私は思うのですけれども、その辺、町長、どうでしょうか。伺います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタランドのまちとして標榜しているわけでありますから、やっぱり景観も議員おっしゃったとおり大事なことだというふうに思っております。ですから、過去には、オスロ通りを例にしますと、ノルウェーの通りをまねして、そういった景観づくりをしようということで、街路灯含めて歩道の形も含めて取り組みを進めたところでもあります。しかし、何でもかんでも財政状況と言えど怒られますけれども、やはり集中して整備をしようということになりまして、大丸山を中心としてシンボルゾーンとして整備を進めているところでもあります。ですから、削減、削減ではなくて、集中して整備をするところにはお金をつぎ込むという形で、大丸山を毎年イルミネーションを含めて魅力あるものにしてきているところでもあります。そういったところをぜひご理解いただいて、このオスロ通りについてはご理解をいただければというふうに思っております。

ただ、ご指摘いただいた、時計がとまっているとか、そういうところはやはり見苦しいことでもありますので、その辺については批判を受けられないような形で整備をしたい、撤去するものは撤去する、整備をするものは整備をするという形で進めたいと思っております。

また、59年に認定を受けて、もう35年たつわけであります。以前は平成3年から平成7年まで5回にわたってそれぞれ若い人たち中心に視察をしたところでもあります。商工青年部、漁協青年部、水産加工青年部、農協青年部、そして一般の方々を入れて、町職員が1人随行して視察を行ってきたところでもあります。

なかなかこの視察、当時はやはりそういったことの先進地の視察、そういったことも必要だということでも取り組んできたところでもありますけれども、今日的な状況を申し上げれば、ノルウェーまで往復で、積算はしておりませんが、10日ぐらい、飛行機賃はそうですけれども、滞在費等含めて、やっぱり4、50万円……1人当たりかかるのではないかというふうに思っているところでもあります。視察もノルウェーとのつながりを持つ意味では重要なことかもしれませんが、今日的な時代背景からいけば、なかなか困難かなというふうに思っているところでもあります。

ただ、ノルウェーとも持続的につながりを持つために、私、毎年、日本にあるノルウェーの大使館に訪問をして、そして、去年は実現できませんでしたけれども、大使が広尾に来ていただくとか、そんな交流もぜひこれからも継続して進めていきたいなというふうに思っているところでもあります。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） まず、なかなか難しいということでございますけれども、やはりノルウェーというと、広尾町と大体似たような、漁業もあって農業もあってという感覚だと思うのです。

それで、やはり23年もたちましたら、広尾町の漁業の方々も青年部も行っているようなノルウェーの姿も見たり、農協青年部もどういう、TPPだとかいろんなものが今、発動されていますから、そういう現状も見てくるとか、そういうことが必要でないかと思います。だから、全額町で持つのではなくてもいいから、やはり何がしの交通費とホテル代まで出るのかどうなのかわかりませんが、こんなことも考えながら参加者を募ってみるというのも一つのあれかと思うのですけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 以前に視察したときにも自己負担3分の1から4分の1、それぞれ負担をして実施をしているところであります。

海外の視察等につきましては、なかなか時代背景からいって難しいものがあるというふうに思っているところであります。なかなかご質問の期待に応えることができませんけれども、しかし、サンタランドというのは、恐らくサンタクロースでまちおこしというのは日本で広尾町だけではないかというふうに思っております。そういった利点を生かしながら、今後どういうサンタランドのまちづくりができるのか、それぞれの若い人から、それから高齢者も含めて議論をしながら、いいまちづくりを進めていきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、5番、志村國昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番（志村） 私は、2点について質問させていただきます。

1点目は、スクールバスの利用を高校生まで広げることと、雨、風がしのげる待合所の設置について教育長の考えを伺います。

豊似・野塚方面から通学する高校生は、中学生まではスクールバスが利用でき、遠距離通学の負担が軽減されています。しかし、高校生になるとスクールバスを利用することができず、国道まで出向き十勝バスを利用しなければなりません。これが通学の大きな負担となっており、高校生からスクールバスの利用に強い要望があります。

また、荒天時にバスを待つつらさを訴える生徒も多く、雨、風をしのげる待合所の設置に期待する声も聞かれます。

遠距離通学の負担軽減を図るための環境整備について、教育長の考えを伺います。

2点目は、地域の現状に合った豊似保育所の保育時間検討について町長にお聞きします。

農業経営や従事者が多い野塚・豊似地区においては、保護者の就労時間が長いこと、子どもを安心して預けることのできる保育所はなくてはならない施設です。しかし、現在の保育時間の設定では、送迎時間と就労時間が重複する農繁期は、やむを得ず子どもを休ませることが頻繁であると聞

きます。

地域の子育て家庭に対する支援を行う児童福祉施設として父母の要望等を聴取し、地域事情に合った保育時間の検討が必要と思いますが、町長の考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 志村議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、豊似・野塚方面から広尾高校へ通う生徒につきましては、十勝バスを利用し、定期券代相当額を広尾高校支援策の一環として遠距離通学費の助成を行っているところでございます。

平成30年度は豊似・野塚地区の対象者が8名おまして、年間約106万円ほど支出をしております。

スクールバスの利用対象者を高校生までに拡大できないかというご質問でございますけれども、現在、豊似・野塚方面から広尾へ運行しているスクールバスは野塚線、紋別線、東豊似線の3路線でございます。このうち紋別線と東豊似線は、乗車定員が14名の車両で運行しております。現状ほぼ満席の状態であることに加えまして、高校生を乗車させるとなると、下校時間がさらに多岐にわたることになりまして、現行のスクールバスの運行体制では対応が非常に難しい状況となっております。

もう一点、雨、風がしのげる待合所の設置につきましては、バス停が国道沿いにあることから、国道敷地内に構築物を建築する面の難しさもありますし、設置する数が多くなると、費用面、財源確保の点でも課題になるかなというふうに思っております。

加えまして、広尾市街には十勝バスを利用して通学する小学生もおまして、こちらとの兼ね合いも考慮しなければならないというふうに考えております。

教育委員会といたしましても、豊似・野塚方面から通学している高校生にご不便をおかけしていることは承知をしております。現役の生徒からの要望ということでもありますので、今後、広尾高校存続対策全体の中でよい方策を検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 次に、豊似保育所の保育時間の考え方についてであります。

現在、認可保育所として豊似保育所を開設しております。保育所の開所時間を月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分と広尾町立保育所条例で定めておまして、保育時間も11時間を提供しているところであります。さらに、保育短時間の場合も延長保育として無料で最大11時間保育をしているところであります。しかし、昼食として給食、そして午後3時におやつを提供

しておりますけれども、その後6時30分までは間食がない、おやつがない時間帯もあることから、子どもの生活リズムへの影響も考えられているところであります。

保育所への通所につきましては、保護者の送迎をお願いしておりますけれども、仕事などの都合で時間までに保育所へ送る、または迎えに行くことができない状況もあると思われまます。保育所の役割でもある保育を必要とするお子さんをお預かりするため、今後も地域の保護者からの声を聞きながら運営をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） それでは、まず高校生のスクールバスの関係ですけれども、高校生から要望の強いスクールバスの利用については、実は先般、広尾高校で懇談会を私ども議員と行いました。その席で高校生から要望がありまして、続いて、その後、農協青年部とも議会懇談会を行ったわけですけれども、同様の要望があります。遠距離通学における交通手段の確保というのは、本当に切実な思いだというふうに受けとめたところです。

乗車定員や運行時間の調整など、さまざまな課題があるという答弁でありました。隣の町と比べるとは申しわけないのですけれども、隣の大樹町では8台のスクールバスを運行していると聞いております。町民も利用できるということから、高校生も必要に応じて町民タイムで乗車可能としているそうです。広尾町の小型バスとは違って大樹は大型が多いようにも聞いていますから、定員をオーバーするような事態は発生していないということです。

今ちょっと答弁をいろいろお聞きした中で、現時点で例えば、解決策を探るとすれば、生徒8名に対する通学費の援助、年間106万円を交付しているということですのですけれども、例えばクラブ活動なども考慮した一定の時間設定などで、高校生の下校に合わせたスクールバスの運行費用に充てることも方法の一つではないかなというふうにして、単純にそう思いました。

それからまた、待合所の設置についてなのですけれども、今、敷地のことですか、ほかの停留所とのバランスの話もありましたし、設置費用のことも念頭に置かなければならないのは、これは確かだと思います。

ただ、十勝バスには路線維持費として年間2,700万円補助しているわけですから、広尾町が全額負担するなんていうことはあり得ないと思いますし、土地のことについても、停留所近くの民有地あるいは停留所がある国道敷地の管理者からの借用なども方法として考えられるのではないかなというふうに思ったのです。利用者からの要望があるわけですから、これは事業者にも当然伝えて、対処方法を考えてもらわなければならないのではないかなというふうに思います。

雨や風あるいは冬は雪の屋外でバスを待つというのは、これ本当につらいことだというふうに思うわけですね。高校生になった途端にスクールバスは利用できない、また、さきに先輩議員からの質問にもあった、中学生まで無料だった医療費の適用からも除外されるわけですから、高校生がこのギャップに対して憤りを感じているように私どもは受けとめました。

それから、数年後に子どもが高校生になる親からも同様の意見があるわけですね。教育長にこん

なことを言うのであればですけども、当たり前のことなのですけども、中高一貫教育というのは「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」ということを基本理念としておりますから、言うまでもなく、これは単に学力の向上だけを指しているわけではなくて、それを向上させるための環境面と相まってのことだと私は思います。それらを整えて進路の実現まで支援していかなければならないと思いますが、そういった点については、教育長、どうお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 1点目の高校生の通学の足の確保ということでございますけれども、私就任してから、これは高校の校長からも何か考えてくれないかというお話はございまして、いろいろ今まで内部で検討協議をさせていただきました。やれるとすれば、どういう方法ができるのかということ、踏み込んで、今、内部で検討をさせていただいているところであります。また、先ほど申しましたように、年間通学費で約106万円ほど助成をしております。これにどの程度プラスアルファすれば実現可能なのかというようなことも踏み込みながら、やっぱり広尾高校の存続ということも考えてみるときに、やっぱりこのことも必要なのだろうというふうに思います。

それから、2点目の待合所の関係であります。

まさしく、今、志村議員おっしゃったように、近くの民有地の借用でもいいのではないのかというようにございまして、仮に広尾高校の生徒を単独で運行する路線を選択したとしたら、この停留所の問題は解消するのかなというふうに思っておりますので、また、当然バス事業者ともこの辺については十分協議をさせていただきたいなというふうに思いますので、これもセットにして内部で早急に進めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） ただいまの答弁に、広尾高校の存続対策との関連の話もありました。高校生と、今後高校生を持つ親の生の声を私、代弁させていただきました。教育長、これはやっぱり早期に解決してもらわなければならないと思いますので、町長部局とも連携した対応を望んでおります。この件については、教育長、答弁要りません。

次に、豊似保育所の保育時間についてなのですけれども、子どもを産み育てやすい環境をつくっていくということは大事なことです。当然、親が望む子育て支援とは、どういうことなのかということ、これにはやはり保育所に子どもを預ける親と、町長、しっかり話し合いが必要だと思うのです。保育時間の制約もあることは私、十分理解しております。

ただ、地域の事情に即した柔軟性を今求められているわけですから、先般開催いたしました農協青年部との懇談会では、そういうことが求められているということがはっきりわかりました。親の仕事の事情で数日間休ませるということは、どなたも望んでいないことも私どもに伝わってきたのは事実です。

答弁にありましたけれども、午後3時の補食、その後の間食の話もあったわけですが、それらの取り扱いについても、こちらの一方的な事情だけではなくて、どうすればクリアできるのかということで、保護者と一緒に検討していかなければならないのではないかなというふうに思いますけれども、その点については、町長、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 保育所の時間帯のご質問をいただいたところであります。

今まで延長保育、それから早期の朝の受け入れも事情に合わせて行ってきたところでありまして、朝の7時半、それから夜の6時半まで定めてやってくるところでありまして、ただ、議員のご質問にあった農繁期、忙しいのだというところがございます。確かに、酪農地帯ですから、朝搾ったり夕方搾ったりする通常の業務ですと子どもたちの送り迎えができるのでしょうかけれども、時期的な切り込みとか、そういうところは、これもう朝早くから夜中まで仕事があるわけでありまして、そういったところを指しているのだらうというふうに思っておりますけれども、全て受け入れれば、もう子どもを相当長い時間預かる話になるわけでありまして、子どもの保育環境、子どもに対して、そこも十分保護者と話し合いを進めなければだめかなというふうに思っているところであります。長くなれば、おやつも与えながらという、できるわけでありまして、子どもの育て方についても、やはり十分そういった特殊な事情のある地域においては、保護者と十分話し合いを進めながら、理解を求めながら進めていく必要があるのだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） これ、臆測で話をしてはだめなのだと思います。ただ、今まで親が望む保育時間などについての話し合いというのはしていなかったのかなという、そんな感想を持ったのも事実です。先ほどのスクールバスの件とあわせて、教育だとか、福祉というのは、よく生き物だと言われていきますから、停滞があっては行政の致命傷となることも頭の中に置かなければならないのではないかなと思います。

町長、4月から子育て支援室が設置されるわけですから、地域の事情にかなった保育時間について、いろんな今、問題はありますが、これ、ぜひ検討課題に挙げてもらいたいというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 十分地域の保護者からの声を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、12番、浜頭勝議員、登壇の上、発言を許します。

1、12番（浜頭） 私は、空き家対策の現状と今後についてをお聞きします。

現在、日本全体が少子高齢化という状況の中、この国は人口減少に向かうと言われております。それは、地方においては大変なスピードで進行しつつあります。本町における人口減少率は管内でも高い状況にあるということで、その結果として空き家も増加傾向にあると思っております。中には、空き家というより、もう廃屋に近い状況にあるものも相当数見られます。

今後ますます大変な状況になると思われるこの空き家対策については喫緊の課題と思われませんが、現在の状況と今後の対策についてをお聞きします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 浜頭議員の質問にお答えをいたします。

空き家対策の現状と今後についてであります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月に公布、平成27年5月に施行されたことに伴いまして、本町においても増加する空き家等に対応するために、平成27年度に「広尾町空家等の適正管理に関する条例」を制定したところであります。そして、平成28年度に広尾町空家対策協議会を設置いたしまして、地域のニーズをより丁寧に酌み取ることや専門性、公平性を高めるとともに、地域を挙げて空き家等対策に取り組んでいるものであります。

また、広尾町空家情報登録制度、空き家バンクと呼ばれているものであります。それを創設いたしました。空き家等の物件の売買、賃貸借など流動化を進め、町外からの移住を促進していきたいと考えております。

現在、広尾町では146件の空き家がございます。そのうち特に傷みが著しく地域の生活環境に影響を及ぼしていると思われる14件について、所有者に対しまして適正に管理を行っていただくよう口頭での通知または文書での通知をしておりますけれども、中には連絡先が不明な空き家もございまして、苦慮しているところであります。現在までに14件のうち3件について解体が進み、1件については長年連絡がとれなかったところ、それがとれるようになりまして、解体について協議をしているところであります。

今後におきましても、人口減少、少子高齢化の影響を受け、空き家が増加していくものと思われ。広報並びにホームページなどから情報を発信し、また、丁寧な説明を通して空き家の適切な管理あるいは傷みの激しい空き家等について解体を要請していくなど、適切な管理がなされていない空き家を増加させない取り組みを推進してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

浜頭議員。

1、12番（浜頭） いろいろやられているということで理解はするのですが、そのスピードですよ、現在146件ということで……。ちょっと今、資料を探しているので申しわけございません。

146件ということでしたが、もしかしたら今こうやって議論している間にも1件、2件と増えるということかもしれませんし、人口減なんかは、ちょっと前までは毎年100人ずつ減少していたのが、今はもう毎年150人ぐらいになっていますから、この空き家対策もどんなに一生懸命やってもゼロということにはならないのですが、そのくらい大変な問題だと思いますし、昔であれば土地や家は財産であるということで、戦後の人たちはそんなに裕福ではなかった中でも、多くの方が土地を買って家を建てて、それを財産として残していこうと頑張った時代が長くあったと思います。

しかし、平成も終わろうとしている今、本町をはじめとする本当に小さな自治体では、頑張って残したものが逆に負の遺産といえますか、それが残された遺族の方々にとっては大変な重荷になるという、そういうような状況になっていると思います。使わないで年数だけ、雨風にさらされるといって空き家はだんだん廃屋状態になってくるわけで、そうすると、いろいろなところが壊れたり、そして、それが飛散したりして隣近所に迷惑をかけるということで苦情も大変あるとは思っています。

基本的には個人の問題ですから、何でもかんでも強制代執行みたいなことにもならないとは思いますが、余りにもひどい状態で隣近所に迷惑をかけているようなものについては、逆に迷惑をかけられている方がいるのですけれども、迷惑をかけられているような方を守るとでもいえますか、逆に迷惑をかけられているような方への対策などありましたらお聞きします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 空き家対策につきましては、もう本町だけではなくて全国的な問題でありまして、それがゆえに法律をつくって、そしてそれぞれの町村で条例をつくりながら、協議会をつくりながら、今、対応をしているところであります。

空き家の実態につきましては、町内会でお願いをして、現在146件の空き家、調査時点から少し経過していますから少し増えているのではないかというふうには思っております。その中であって、これは危ないなと思うところは協議会で現地を見まして、14件の空き家がそのまま放置すれば被害に及ぶことがあるというのが14件ございます。それについて担当のほうで所有者を調べて所有者と

接触して、口頭で、そして文書でそれぞれの撤去についてお願いをしたところでありまして、そのうち3件が解体になったところでもあります。

先ほども答弁いたしましたけれども、なかなか所有者を追跡するのも時間がかかっているところでありまして、今後もそういったことを粘り強くしていきたいなというふうに思っているところでもあります。議員おっしゃったように、危ないところは大風が吹いたりすれば飛んで危険性が増すわけですから、そういったこともしっかり所有者に訴えながら、理解を求めながらというところで進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 浜頭議員。

1、12番（浜頭） 大体言われたことはわかるのですけれども、そういう苦情に対しての処理なんかはどうしているのかということも1点、もう一度お聞きします。

先日、我々議員が商工会の役員の方々と懇談したのですが、そのときにもこの空き家といいますが、空き店舗ですよ。商店街は空き店舗なのですけれども、それに対しての意見をたくさんいただきまして、このまま空き店舗が増えると商店街が寂れるとか、でもこの古い空き店舗なんかは、居抜きというのですか、そのままでは使えないので、なかなか空き店舗の利活用には、やはりそのまま使うというのは大変ですというようなお話をいただきました。では、壊しますかとなると、またさらに大変なことになるというようなことをお聞きしまして、やはり皆さん、空き店舗とか空き家に対しての関心というのは本当に高いのではないかなというのを実感しました。

最初のご答弁の中に空き家情報登録制度ですか、空き家バンクで空き家等の物件の売買、賃貸借などの流動化を進め、町外からの移住を促進したいと考えておりますというような答弁があったのですが、これなんかも町外からの移住だけではなく、もう町内の方たちでもよいと思いますし、まず第一に誰も住まなくなった家をそのまま空き家としておくと傷みも早いからと思って、別に本当にもうけなんか考えなく、利益を目的としないで貸したい方も結構いると思うのです。こういう方たちは家の貸し方もわかりませんし、素人ですからノウハウもないと思いますし、また一方では、1DKとか2DKで家族で住んでいる方で、安く一軒家があれば多少古くても借りたいと思うような方もいると思いますし、だから、そういう方たちの仲立ちというのですか、マッチングというのですか、などできればいいのですけれども、大変なことですからなかなか難しいとは思いますが。

公営住宅なんかの必要性もわかっていますが、多分この先、何でもかんでも町で持つというのは大変な時代になってくると思いますし、先日の議員協議会で第6次のまちづくり総合推進計画ということでお話を伺ったのですが、多分この先、ないものを欲しがってねだるよりは、あるものを有効活用することが本当に必要になってくるのではないかと考えていますし、この空き家バンク、まだちょっとよくわからないし、まだちょっといいですか、まだまだたくさんできることがあると思われませんが、先ほど一度答弁いただいているのであれなのですが、この空き家バンクについてさらに言えることがあればお聞きして、私からの質問を終わります。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほどの空き家からの被害の苦情処理の関係であります。

苦情があったときには、それぞれの空き家の対応については、消防に連絡をして、例えばトタンが剥がれそうになったときには押さえるだとか、そういう応急処置をしているところでもあります。そして、わかっているところにつきましては、持ち主にすぐ連絡をしてこういう状況ですよというところは対応しているところでもあります。

今、議員おっしゃったように、ひとり暮らしの方が亡くなれば空き家になるわけでありまして、そういったときには増える可能性があるわけでもありますけれども、いろんな情報提供をする中で、一つの例でありますけれども、役場の職員もそういった空き家を探しながら買い求めているというケースもあるわけであります。これ、日にちを置くと、年数を置くと、もう使えなくなってしまうので、議員がおっしゃったようにそんな情報提供を1か所でまとめて、居抜きとおっしゃいましたけれども、空き家があれば少しのリフォームを加えればすぐ入れるような状況になっているわけありますから、そういったこともしながら空き家を減らしていく、そんな対策も講じていかなければならないのだというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 次に、9番、小田英勝議員、登壇の上、発言を許します。

1、9番（小田） 私は、2点についてお伺いいたします。

1点目の帯広・広尾間の高規格道路の整備状況と豊似IC（仮称）から広尾IC（仮称）までの事業化についてであります。

帯広・広尾自動車道の忠類大樹ICから大樹IC（仮称）、大樹IC（仮称）から豊似IC（仮称）までを分けて、約10年で完成予定ということでございます。調査測量も進んでいると承知しておりますが、現況についてお伺いしたいと思います。

また、豊似IC（仮称）から最終点広尾IC（仮称）までの事業化に向けての発信と現在の取り組みについて、どの程度進んでいるのかをお伺いいたします。

次に、2番目の広尾町立国保病院が地方独立行政法人として4月からスタートするに当たっての取り組みについてをお伺いいたします。

本町の国保病院のあり方については、議会の調査特別委員会で報告を受け、調査検討を行ってきたところでもあります。医師や役員の体制についても固まったとのことではありますが、町民からは病院の今後について不安の声が多少とも聞かれます。町民に愛され信頼される病院を目指して、新生国保病院を町としてしっかりアピールしていただきたいと思いますが、お聞かせいただきたいと思っております。

また、体制の充実を図る観点から、北斗病院との職員の研修強化が必要不可欠と思っておりますが、どのように考えているかお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えいたします。

1点目の高規格幹線道路帯広・広尾自動車の整備状況についてであります。

この道路の本町までの早期延伸につきましては、町内外の関係機関、関係団体の協力のもと、その実現に向けて要請活動を行ってまいりました。平成28年2月26日に国土交通省道路分科会北海道地方委員会におきまして、広尾市街地まで全線新設とする対策案が決定され、計画段階評価の手続が完了したところであります。それを受けまして、平成28年3月10日に国土交通省事業評価部会で審議され、予算化の対応方針が正式決定となって、忠類大樹から豊似間が新規事業として採択されたところであります。

1点目の今日までの整備状況についてであります。

平成30年度につきましては、忠類大樹から大樹までの区間でありまして、用地買収に着手をしておりますし、現場的には橋梁下部の工事を実施しているところであります。大樹から豊似までの区間につきましては、路線測量、道路予備設計、橋梁予備設計、それから地質調査を実施したところであります。

平成31年度の事業内容であります。予定としては、忠類大樹から大樹までの区間につきましては用地買収、橋梁の橋台の工事の実施が見込まれております。また、大樹から豊似までの区間につきましては、詳細設計、用地測量の実施が見込まれているところであります。

2点目の広尾町までの事業化についてであります。

今後につきましても、期成会を中心に豊似・広尾間の新規の事業化の採択と、一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

広尾町までの事業化についてでありますけれども、今後、計画段階評価の手続が完了後、5年を経過するまでに豊似から広尾市街までの新規事業が正式決定されない場合、再度計画段階評価を行うことになっております。これまで道内におきまして、計画段階評価の手続完了後、新規事業の正式決定がなされない実態がないことから、北海道開発局においても、計画段階評価における必要な手続が不明だということでもあります。期限内に豊似から広尾市街までの新規事業が正式決定されるよう、全力で要請活動を行ってまいりたいと思っております。

2点目の国保病院の地方独立行政法人化の問題であります。

病院の地方独立行政法人化につきましては、本議会の冒頭において行政報告をさせていただきました。2月26日、北海道知事から法人設立の認可をいただいたところであります。議員の皆様には特段のご理解とご協力を賜りましたこと、改めてお礼を申し上げます。

ご質問にありましたとおり、町民の皆様には独法後の町立病院の運営についていろいろとご心配をおかけしたところであります。このほど4月以降の外来診療体制が具体的に決まりましたことから、広報3月号に折り込みチラシの形でお知らせをさせていただきました。当面、常勤医師3名体制でのスタートとなりますが、整形外科の計良院長に来ていただくほか、連携する北斗病院からの

派遣により、新たに総合診療科、耳鼻咽喉科の専門外来が開設されることになりました。また、継続する診療科におきましても、消化器内科の専門医による内視鏡検査、脳神経外科が隔週から毎週の診療になることなど拡充が図られておまして、常勤医師が1人減ったことによるご不便を極力かけない体制が維持できたものと考えております。

さらには、要望が多かった午後の受け付け時間を16時まで延長するなど、町民にとってより利用しやすくする取り組みも進められております。今後、本町の医療の拠点である町立病院が町民に愛され信頼される病院として発展するよう、期待をしているところであります。

次に、研修による職員の資質の向上に関するご質問であります。

既に今年の1月から、看護師を中心に連携する北斗病院へ派遣し、研修を実施しております。規模の大きい病院の業務のやり方や患者との接し方などを経験することにより、より刺激を受けているものと研修の効果に期待をしているところであります。独法後におきましても、連携病院が実施する部門ごとの技能向上研修などにも積極的に参加し、これまでお叱りを受けることが多かった職員の接遇等も含め、資質の向上に努めていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、9番（小田） それでは、高規格道路について再質問させていただきますが、過去にも高規格道路の事業化の査定で、400億円をかけて広尾まで総事業枠は確定ということを知っております。それで、その中で今は大樹忠類から豊似までの15.1キロですか、あと残り14.1キロの豊似・広尾間の部分が再評価のネックがあるということを知っております。それで、環境調査にひっかかるということを知っておりますけれども、その点の関係省庁なり、これは環境省の審議会とか、いろいろな手続を踏むのだと思うのですけれども、その辺の流れの取り組みは、どのようなことになっているかもお聞きしたいと思っております。

ただ、この高規格道路は広尾までつながって初めて効果をなすということで、重要港湾十勝港も抱えておりますから、十勝の振興局の上層部でも、将来行く行くは、南十勝は本当に夢のある、そういうエリアだということも、隣の大樹町の航空基地の町ということもあろうかと思っておりますけれども、その点を踏まえて再度お答えいただきたいと思っております。

それと、もう今年で1年かけて懸案の国保病院が独立行政法人に移行になって、重い荷物がやっと終わりますから、この次は今度は高規格道路に、これは産業振興にも、これがなければ、例えば豊似まで終わると、将来はつながらないということになると、広尾の本町は、いよいよ袋小路みたいな形で、これは観光も含めてそういう大きなネックになるということですから、是が非でもこの開通に全力を挙げて、やっぱり町長、国保病院が一応形になりましたから今度は全力を挙げて、そのことについては町を挙げて取り組んでもらわなかったら、任期中とは言いませんけれども、もう一年ありますから、その辺、心してやっていただければと、そのことについて決意のほどをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 高規格幹線道路、広尾町まで計画段階評価で認められたわけであります。住民の方にも署名などを行っていただきましたし、関係団体を含めて中央要望もした結果、認められたところであります。

ただ、豊似で切られた、切られたという言い方は中央にすると怒られますけれども、豊似までつけていただいた、あと残り豊似から広尾までが残っているということであります。これも先ほど答弁したとおり、5年以内に次のところが認めないと、またゼロからスタートだという極めて厳しい状況に置かれておりますから、平成31年度、全力を挙げて残りの区間、豊似から広尾まで事業化に向けて、あらゆるチャンネルを使いながらやっていきたいというふうに思っております。

今、環境調査のことも言われました。確かに、今も豊似から広尾までどの路線がいいか、予定路線がありますけれども、その予定路線に環境で問題ないかというところを、今、調査をしているところであります。希少な猛禽類などがいるかいないか、山を走るわけでありますから猛禽類というのはいるのですね、山には。ですけれども、その路線を通ったときに支障がない工事ができるかどうかという、そんな環境調査であります。いるからダメだということではないのです。どこの山を通ってもいるわけでありますから、路線を通ることによっての影響のない工法などの検討を今しているところであります。

議員おっしゃったとおり、病院の問題、一定のめどが立ったわけでありますが、この高規格道路というのは、やっぱり命の道路だというふうに言われているところであります。医療の問題、それから議員おっしゃったとおり、産業振興にも大きな影響を及ぼす高規格道路でありますから、しっかり取り組みを進めたいというふうに思っております。

きのうの新聞に、帯広で公共投資の重要性ということで高規格道路のシンポジウムが開かれた記事が載っております。高規格道路が通っているところと通っていないところ、所得の格差があるのだという提案もシンポジウムの中で言われているようであります。まさしくそのとおりだというふうに思っておりますし、しっかりとこの対策について取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、9番（小田） せっかく国保病院が、懸案のところ解決しましたので、全力を挙げて頑張っていたいただきたいと思っております。

それで、次に国保病院のことについて、再度質問させていただきたいと思っております。

4月1日から正式に国保病院が独立行政法人になって、北斗病院との業務提携が完成してということで流れが、新聞報道等もされておりますが、そこで私は、この新しく生まれ変わったという意味をやっぱり強くアピールすべきだと思うのです。病院の運営については、もういろんな、過去何

十年もこのことについては、維持しなければならない、どうしよう、繰り入れが、もう間に合う間に合わない、これ以上ということの流れで、今回こういう独立行政法人ということで受け皿として北斗病院がいいよということになって、肩の荷を半分はおろしたところではないかなと思っております。

それで、この際、新生国保病院というイメージで私は思っておりますが、たまたま町内一円にチラシを配って、こうなっているのです。これ私もうちにあったものを持ってきたのですが、さすがにこれは。ショッピングセンターフクハラでもカラー写真のきれいなあれなのです。いかにもこれ新生国保病院ですかというのには、いささかちょっと、お粗末とは言えないけれども、確かに紙代もカラーを入れればお金は少しはかかると思うのですけれども、この点やっぱり本当に新しくなりましたと、これ医師の紹介とかなんともなっていますが、私はせめてこれ、いろいろ科目こんなに充実しましたよという意味だと思うのですけれども、ですけれども、やっぱり初めて院長になる方のあれは、皆さん、せめてこれカラー写真入りの、これはこういう偉いような顔の人が病院長になってということは、やっぱりこれは最低限必要だと思うのです。余りこのことについて言いたくありませんが、そういうことのやっぱり、おお、こんなのかと、これ必ず病院のことをどこか壁に張るのですよ。そうすると、医者の方先生も院長の顔もわからないで、漢字の名前だけのあれをやったって、これはちょっと不親切というような感じがしますので、今、少し経費削減ということでそれはわかりますけれども、やっぱり新たな一歩ということの意味を含めて、せめてフクハラの商品広告のようなカラー写真のこういう皆さんということは最低限必要だなと思っております。

それともう一点、私ごとで申しわけないのですけれども、たまたま北斗病院の耳鼻科に鼻血ぶうで入院しましたよ。そうすると、北斗病院に行った方はわかるのですけれども、このシステムが、カードでもってすぐぱっぴとになって、それがすぐ診察の自分の番号でもって診察室の前に掲示されるようになっているのですよ。それで、再診の場合は、そこを再診の受診カードをぱっぴとやると、そうするとリアルタイムでとんとんとん行ったら、はい、何番さんと、もう時間、待たさないのですよ。ですから、最終的な待ち時間がうんとあるというのが患者にしてはいらいらのもです。ですから、それをどうか、そんなにシステムはお金はかからないと思うのですけれども、そういうリアルタイムの画像処理をやれるような、できるだけ待ち時間をなくして、そのシステムが納得できるような、そういうふうな取り組みを考えていただければ、なお新生国保病院ということに感じるのかなということで再質問でお答えいただければと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 町立病院の問題に関しましては、昨年1年間かけて議員の皆様方、そして町民の皆様方に説明をし、独法についてのご理解をいただいたところであります。まさしく町立病院というのは地域の住民、暮らしを支える核となるところでありますから、今後、独法化になるわけですが、医療の安定化、それから良質な医療を提供するなどして取り組みを進めていきたいというふうに思っております。ただ、経営形態が変わったからといって解決するわけではなくて、まだ

スタートしておりませんし、これからがやっぱり大きな試練の場だというふうに思っておりまして、これから職員、独法の中でしっかりと気持ちも新たにしていって取り組みを進めていかなければならないと思っているところであります。

住民の方に支持をしていただく病院になっていただかなければならないわけでありまして、今、周知の方法で物足りないところも指摘も受けたところであります。当面、周知という形で入れさせていただきました。4月になったら広報などを通じて新しい理事長、新しい院長の談話とか、今、議員がおっしゃったとおり、多くの先生が来るわけでありまして、その顔写真なども載せながら、どういう先生なのかということも周知をすることがやっぱり大切かなというふうに思っているところであります。そういった意味で、しっかり広尾だけではなくて近隣の南十勝、それから日高を含めてそういった周知のチラシをまきながら、多くの人に安心してかかっただく病院を目指して進めてまいりたいというふうに思っております。

(「システム」の声あり)

済みません。システムにつきましては、今いろんな病院へ行くと、診察券を入れると自動受付になるシステムになっています。本町は、まだまだそこまではいかないのだというふうに思っておりますけれども、将来的にはいろんなことも、住民の利便性のことも独法の中で検討していきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、10番、^{おだ}小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（^{おだ}小田） 最初に、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、DVに対する町としての対応についての質問であります。

今年1月に千葉県で小学4年の女兒が父親から虐待を受け、死亡するという痛ましい信じられない事件がありました。

児童虐待についてですが、虐待を受けた疑いのある件数は、暴言などの5万7,000件の心理的虐待も含め、昨年度は8万件を超えていて、この5年間で2.8倍と急増しています。また、DVも増加していて7万7,000件、ストーカー事件の相談も2万件となっています。

町としても、いろいろな行政としての対応を迫られ、その内容やプロセス等について聞きたいと思っております。

また、町が把握している件数、児童虐待とDVについてどのくらいあるのかも聞きたいと思っております。

2つ目は、プラスチックごみと、それによる海洋汚染、この世界的規模の問題に対して自治体として何ができるかという質問であります。

3年前の世界経済フォーラム、いわゆるダボス会議で2050年の環境についての予測が発表されて以来、海ごみやプラスチック問題は世界中で取り上げられるようになりました。2050年までには、重さでは海にいる魚よりもプラスチックのごみのほうが多くなるという報告もあります。

また、生産されてしまったプラスチックのリサイクルされたものは、現在ではまだ1割程度だと

言われています。その他は、埋立地や町、海など自然の中にいまだにそのままの形で存在しています。海に流れ出たごみは海流に乗り、海上には吹きだまりのようなごみが集まる場所ができます。それは太平洋の真ん中です。そんな場所が見つかったのは、実は30年も前のことです。その太平洋の真ん中にある場所には、今現在は、そのごみの大きさは何とフランスの面積の3倍あると言われています。

また、2年前の調査では、これは日本ですが、東京湾のカタクチイワシの8割が、おなかにプラスチックをためていることがわかりました。

また、大きさが5ミリ以下のマイクロプラスチックと言われる洗顔料等に入っている、このマイクロプラスチックも問題となっています。

世界中の食卓塩39のブランドのうち、9割からこのマイクロプラスチックが検出されました。そして、それから間もなく、ついに人の便からも検出されています。それも調査対象となったヨーロッパ、ロシア、日本、8か国を代表する8人全員の検体からであります。

多くの国が対策を立て積極的に取り組んでいると同時に、使い捨てのプラスチック製品の廃止が進んでいます。既に40か国以上の国がレジ袋の廃止宣言をしています。プラスチックの容器を一切使用しないスーパーもどんどん増えています。また、マクドナルドやスターバックスがプラスチックストローを使用しなかったり、また、リサイクル素材のものを使い始めています。

日本は、年間900万トンのプラスチックごみを排出しています。その9割を今までは中国に輸出していましたが、昨年より受け入れを拒否され、核のごみとともに行き場を失っています。このような世界的な動きの中で、そして全世界の国々の中で、この広尾町という町、それは大変小さなものではありますが、一つの自治体として何らかの動きを迫られているものと私は感じています。今までは、しっかりとごみを分別し、そしてプラスチックはリサイクルされるものと考えていましたが、そうではありません。このことについて、町長はどのように思われるでしょうか。

3番目は、農山漁村交流事業、いわゆるホームステイ事業であります。この事業で受け入れしている荒川区の小学生の旅費宿泊を全額無料としていることについて、広尾町の同じ年代の子どもを持つ父兄としては不公平感を拭えないと思います。町としてこの事業を継続するのであれば、私自身は反対であります。もし継続するのであれば、同等の事業を町民に対しても行う必要があると思うのが当然かと思えます。

この事業の対象とする小学校を荒川区の特定の小学校に固執する理由が不明であります。交流事業の成果の一部として、広尾町の産品についても宣伝等の効果についても含めるのであれば、全国やほかの地域の小学校についても対象とすべきであり、交流事業の相手先については、広く門戸を開くべきだと思います。交流というのは、多種多様な文化や地域や人々とまじり合うことで、その目的が達成されるものだと思います。これらの件について、町長の考えを明らかにしていただきたいと思えます。

以上3点、よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えいたします。

児童虐待への対応についてであります。

本町では、児童福祉法の規定に基づき、要保護児童やその保護者などへの適切な支援を図るため、平成17年より広尾町要保護児童対策地域協議会、これを設置いたしまして、関係機関との連携体制を整備しております。

また、保健福祉課児童係を虐待対応相談窓口として児童虐待に係る通告、報告を受けているところでもあります。通告を受けた場合は、事実確認のため、係で関係職種から情報収集や児童の安否確認などを行うチーム、相談援助体制を立ち上げて対応しているところでもあります。町民からの情報提供につきましては、毎年11月の児童虐待防止推進月間、これを町広報誌に掲載し、相談窓口の周知を図っているところでもあります。

ドメスティック・バイオレンスやストーカーの対応につきましても相談支援を行い、関係機関へ適切につなぐ等の支援を図っているところでもあります。いずれの案件も個人情報をはじめとする相談者のプライバシーに配慮しながら、適切に対応しているところでもあります。

2点目のプラスチックごみと、それによる世界的規模の海洋汚染問題についてであります。

平成28年1月に開催されました世界経済フォーラム年次総会におきまして、海洋ごみに関する報告が発表されたところでもあります。その内容につきましては、プラスチックの量につきましては、2050年までに魚の量を上回ること、毎年少なくとも800トン分のプラスチックが海に流出していること、プラスチックのリサイクルを促進し、海など自然界への流出を防ぐ対策の強化が急務なことが発表されたところでもあります。

現在、環境型社会としてごみを減らすリデュース、再利用するリユース、再び資源として利用するリサイクル、3Rと呼んでいるようであります、これが推進をされているところでもあります。

本町につきましては、リサイクルにつきましては、ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製容器包装などを資源ごみとして収集しております。本町の重要な産業の一つであります漁業を持続可能な産業として維持、発展していくためにも、プラスチックごみの減量化、リサイクルを促進し、海など自然界への流出を防ぐことが重要と考えております。住民の協力をいただき、ごみを減らす、再利用する、リサイクルをするなど、循環型社会として強化に努めてまいりたいと思っております。

次、3点目の子ども農山漁村交流についてであります。

これまでも幾度となくその意義、目的について説明をさせていただいたところでもあります。繰り返しの答弁となるわけではありますが、この事業につきましては、総合戦略の重点プロジェクトに位置づけた地方創生を目指す取り組みとして、本町が有する地域資源を活用して、首都圏の子どもたちを農山漁村ホームステイで受け入れて、子どもたちの力強い成長をサポートすることを入り口として都市部との交流を深めること、関係人口や交流人口、将来的な移住・定住の増加、さらには産業振興や地域活性化を図ることを目的に行っておりまして、本町が従前から行っている子ども

もたちの成長に資する教育派遣事業とは、その性質を異にするところであります。したがって、この事業の費用負担のあり方を検討するに当たっては、単に教育派遣事業の内容と比較するのではなくて、この事業の意義や効果などを鑑みて考察するべきものと考えているところであります。

本町の子どもたちにも同等の事業を行うべきであるというご指摘でありますけれども、確かに本町の子どもたちにとっても、町外で出向き、その環境や文化に触れて何らかの体験活動を行うことは、とても有意義なことであることに疑いはありません。ただ、このような取り組みは、まさしく教育の領域であります。地方創生に向けて取り組んでいる子ども農山漁村事業とは問題を分けて考えていただければと思っております。

また、地域との交流のこともご指摘をされました。地域と密接に交流し、いろんな交流をするには、広く薄くではなくて、特定の地域と交流することによって目的が達成されるものと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今現在、広尾町において児童虐待の事案はございません。現状、児童虐待を見逃さない体制として、教育現場において全教職員が認識を統一し、児童生徒のささいな変化を見逃さないよう、児童生徒を日々見守っているところであります。特に、各学校における養護教諭においては、子どもたちの駆け込み場所でもある保健室での相談や心身の変化を見逃さないよう、子どもたちに寄り添った日々の業務に当たっているところでございます。

また、困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、相談体制の充実に努めているところであります。

虐待の事案が発生した場合には、速やかに要保護児童対策地域協議会への連絡など町部局との連携を図り、事案解決に努めておりますし、また、協議会において見守りが必要な子どもたちへは、学校側から町部局へ定期的な情報の提供体制の確立に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 国は、この児童虐待による、先ほど言いました千葉県的事件の後、総理大臣のほうから関係機関の情報共有のあり方を見直してくれということで、児童相談所や学校などの連携強化どうのこうのということ、そういうメッセージがありましたけれども、広尾町としては、先ほど言われました児童虐待に関する委員会と申しますか、それはすぐ開かれてということではないですか。

そして、あと例えば1つ、であればいいと思うのですけれども、この児童虐待に関しては、今、言われたとおり、非常に大変なことに至る可能性がありますので、しばらくそういう事件がなかったからといって気を緩めることなく、かつ今までそういうことがなかったということでは済まされないことがいっぱいあると思いますので、本当に力強く、この件に関しては、本当に努力される、いろんな想像力たくましく考えていただいてやってほしいと思います。

そして、ドメスティック・バイオレンスについてなのですが、このことに関しては、私もこの議会の中で余り詳しく聞くと、いわゆるかくまうということが一番、それも非常に安全にかくまうということが大事なことなので、余り詳しくは変なこと、聞けないというわけではないのですが、聞くのもちょっとはばかるのですけれども、しかしながら、私は想像するに、やはりこのケースについてはたびたびあると思いますので、町が緊急避難的に貸せるような物件というのは、恐らく広尾町も学校なりいろんな部分で余った建物が、関係した建物があると思うのですけれども、そういうものが例えば耐震などで危険だということもわかるけれども、町に関して例えば住宅ですね、教員住宅の今使っていない部分とかについては、こういう目的のためですけれども、個人に貸すことを考えた場合、耐震性についてはスキップしていいのかどうかということもちょっと聞きたいのです。実際に、例えば長期宿泊を許可して広尾町の定住促進のために使ったりしているときに、その建物は、個人の建物に関しては一切そういうことは全く関係なく貸せるのであれば、そういうことに供して、民間のボランティアの方にヘルプしてもらえるのであれば、そういうことは可能なのかどうかということも聞きたいと思います。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 3時05分 再開

再開します。

答弁、佐藤保健福祉課長補佐。

1、保健福祉課長補佐（佐藤） DVへの対応について説明させていただきます。

DVの場合には、被害者と加害者を分離するケースが多いために、シェルターへの避難を進めております。ですので、広尾町内に例えばシェルターを準備する場合には、先ほど言われた住むところのほかに、生活を支援するためのボランティアさんだったりとか、被害を受けた方への精神的なフォローというのがとても大切になりますので、そういう専門職の確保なども必要となる状況にあります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（小田） そのシェルターとは別に、緊急避難的に何日かとかでもそういうケースが結構あると思うのです。ですから、そういう意味で、正式なシェルターという言葉も変ですけども、そういう例えばシェルターのつなぎと言ったらあれですけども、つなぎで広尾にも公営住宅を借りてというケースはあったわけですね。そういうこととは別に、公営住宅ではなくて、空き家と言ったらあれですけども、例えば音調津とかほかにも教員住宅で使っていない部分があると思うので、その辺は、いわゆる公営住宅としては供していないものがあるわけですね、実際に。あいた、先ほど言ったように定住促進のために使われているような、そのための体験というか、見本で貸し出すとか、そういう形で夏とかに来られているようなところがありますよね。そういうところを、私も実際のボランティアでやっている方の詳しい状況というのはさほど詳しくは知りませんが、いろんなケースでそういうところがあれば使いたいというような要望もあるというふうにも聞いていますので、その辺、相談なり時間を持って検討していただければと思うのですよ。ちょっと抽象的ですけども、ちょっと難しいかもしれないですけども、そのことを聞きたいと思っています。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ある地域のシェルターを通して広尾に来て、そして公営住宅に住まわれるというケースはあるということ、議員もご認識をいただいているところであります。そうではなくて緊急的に、例えば広尾町内でもそういうことがあり得ますので、そういったときにどうやって分離させるかというところでもあります。大変町内同士では非常に、すぐわかってしまいますので、どうやって保護するかという点、大変厳しい問題でもあるのだというふうに思っています。

また、町外から来ても、今、言ったような公営住宅は無理かなというふうに思いますけれども、違う施設があるわけでありまして、そういったところで一時避難できるかどうか、これもしっかりと、DVでありますから警察も中に入っていることでもありますから、しっかりとその辺についても、どういう形で、できるかできないか研究させていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） それでは次に、2番目のプラスチックによる海洋汚染の問題について再質問したいと思います。

町長もおっしゃったように、広尾町は漁業の町であって、海洋汚染が進むことイコール町の漁業、重要な産業が危機に瀕する可能性もありますし、やっぱり何年か後には大変なことになるというふうに予測されています。

ですから、私がお聞きしたいのは、広尾町として、今、世界のいろんなところで自発的にやられているこの問題に対する取り組みをこの小さな広尾町という自治体でも先進的にやる、その用意はないかということがメイン、目的なのです。例えば、広尾町でもいろんな産業があって生産したり

する中で、やっぱりプラスチック関係のものを製造したり使ったりすることがたくさんあると思うのですよ。そういう企業に対して、スパイではないけれども、調査して、やはりこれはプラスチック関係で最終的にどういう形で廃棄されるのかその辺も、時間がかかることだけれども、そういうことから始めることが、やはりこの漁業の町としても、海洋汚染に対する対抗策というふうに言えると思うのですよ。

ですから、例えばスーパーマーケットにおけるレジ袋、日本ではなかなか法的に廃止ということは、ほかの国と違って緩いからやっていないですけれども、例えば広尾町にあるスーパーでレジ袋が、どんどん少なくなっていると思うのだけれども、より数が少なくなったとか、そういう数値的な検討、そういうのもオーケーだし、あるいは先ほど言ったように、企業がいろんなプラスチックのものを使ったりして、それを例えば木製のものに、環境によいものにかえるとか、そういうことのアドバイスなりも、町としてやはりでき得るものをしていっていただきたいと思うのですよ。だから、そういう検討チームなるものをつくっていくことが、もう世界に対するやっぱり小さな共同体、広尾町という町の責任でもあると思いますので、ちょっと大きなことを言うようなことですが、本心に大事だと思います。

そしてまた、あとほかの例としては、私、昔々何十年も前によその国で暮らしているときに、あるレストランで食事をしていました。そうすると、隣のテーブルにいた人たちが食事が終わって帰るときに何をやり始めたかという、プラスチックのタッパーウェア、そういうのをもう最初から持ってきている、そして残ったやつを持って帰る。その姿を見て、すごいなと思いました。普通日本では、広尾の町内でも飲食店で食事をするときも、余ったらもったいないからプラスチックの透明の、何というのかな、それと輪ゴムをもらって入れて帰る。しかし、それもプラスチックなわけですよ。ですから、それを使わないことも非常に大事なことだと思うのです。ですから、ちょっと極端ですけれども、広尾町でもそういうものを渡さない。渡さないと言ったら極端ですけれども、だから広尾の人が行って、もしかすると食事を余らすようなことがあると想定した場合は、積極的に持っていくと、そういう容器を最初から持っていくというような、そういう例えば小さなことからしても、この広尾町でも始められるし、私が言うことではなくて、そのほかにいろんなことがあると思うのですよ。

ですから、そういうことを、スターバックスとかマクドナルドに負けるなどとは言いませんけれども、やっぱりそういう取り組みが、この大変な地球上で起こっていることを鑑みるとやるべきだと思いますので、その辺ぜひともできれば検討委員会なるものをつくってやっていただくかというふうにお願いしたいと思うのですけれども、それについてお答えいただければと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この海洋ごみにつきまして、特に最近注目をされているところでありまして、私もテレビ報道などで、日本ではありませんけれども、外国で海岸線にごみが打ち寄せられたり水際にごみが沈んだり、ひどい状況がテレビで放映されているのを見たところでもあります。今までプ

プラスチックごみとかペットボトルなどというのは、本町においてもきれいに分別をされて再利用されているものだというふうに思っています、何ら問題ないのかなというふうに思っていました。

しかし、世界的に見れば、そういったごみが海に流れ出ているというところ、まだまだあるというか大変重要な課題だというふうに改めて認識をしたところでもあります。特に、マイクロプラスチックと言われる、もう風化して目に見えないぐらいの細かい粒子になっているものを魚が食べて、そしてそれが蓄積されて人が魚を食べるわけですから、人体への被害という、そんな悪循環になっているのだなということを改めて認識をさせられたところでもあります。報道によりますと、洗顔料とか歯磨き粉にもそういった分解しないものが入っているのだそうでありまして、そういったことが、やっぱり海で成り立っている町としてどうやって海を守るかという点、非常に重要なことだというふうに思っています。

大きな大きな取り組みになるかと思えますけれども、小さなことから一つ一つ取り組むことも大事でありますから、そういった海洋汚染についての情報提供も住民にきちっと知らしめていきたいなというふうに思っております。議員の提案にあった何かを立ち上げてというところまではなかなかいかないかもしれませんが、こういった情報をしっかり収集しながら、町民の中にもこういったことの認識ができるように進めていきたいというふうには思っているところでもあります。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（おだ小田） それでは、最後の農山漁村交流事業について、確かにこれはもうはっきり言ってしつこいぐらいに思われると思うのですが、私もそう思います。しかしながら、しつこくやる基本的な理由というのは、どうしてもこの事業については、町民目線からいっておかしいと思うからでありまして、町長が先ほど問題が違うと言われたのだけれども、私が先ほど言ったように、同じ年代の子どもを持つ父兄として、その事業は最初に国がやった事業であろうが、その事業が最近になっては、ふるさと納税のお金を使っているようが、そういうことではなくて、町民目線に立って、同じような交流事業に、どうして広尾町の子どもたちはそういうものに参加できないのか。できないのであれば、そのことをやってくれればいいのかというふうに考えるのが非常に自然だと私は思います。

そして、この事業をいろいろ評価、プラン・ドゥー・シーではないですけれども、評価すると思うだけれども、まさか沖縄の辺野古のマル、バツ、三角のそういうところという話ではないけれども、私は職員の方、この事業に携わっている人たち、そしてこの事業をやっている町の職員の方たちに本当は聞きたいのです。本当にいいのだろうかと言ったらあれです、町長がきちっと方針を打ち出してやっている事業に対して職員がどうのこうのと言うかもしれないけれども、私はフリーハンドでそういうものについては、町長としてこの事業についてどう思うのだみたいな感じで聞いてほしいと思う。

なぜならば、多くの方が、この事業に対しては不可解さを抱いています。だからこそ、今、同じことを言っています。そして、先ほど来、きょうの一般質問の中で財政が厳しいという話がいろん

なところで町長からできない理由の中で言われました。だけれども、問題は別と言いながら同じお金を町が予算をして、そして執行していく中で、先ほど高校生の医療費 350 万円とか、あるいは国保の子ども均等割の 3 割の関係の 168 万円とかありましたけれども、同じように並べていくと、この農山漁村交流事業は、800 何十万のお金が費やされる。そうしたときに、私は広尾町のために、広尾町の子どもたちのために使うべきお金をよそからよっこしてこられるのだったら使ってほしい、ただ 1 つそう思うだけであります。どんな理由を述べるのではなく、広尾町の子どもたちに使える可能性があるのであれば、それを一生懸命希求するのが、この議会がやるべきことではないかと思えます。

以上、お答えください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これまでも議員とはいろいろ議論をしてきた事業であります。本当に再度同じことを説明することになりますけれども、地方創生事業として取り組んでいる事業であります。国のほうも、この農山漁村交流事業というのは、地方創生に資する事業として位置づけをしている事業であります。加速化交付金とか、いろいろ 2 年間にわたって国のほうの 100% 補助でこの事業をやってまいりました。国が必要とする事業だから国が 100% 出してきた事業であります。本町もそれを受けて 2 年間実施したわけでありまして、でも財源として町で単独でやる事業ではないという、できないというところでありまして、そこで国が打ち出している企業版ふるさと納税という制度があります。それであれば、町のお金を持ち出さずにできる事業だということで取り組んだところでもあります。

企業版ふるさと納税というのは税制が優遇される制度でありますから、町がこの事業をやりたいと内閣に登録をする、申請をする、そして認められた事業に対して企業が寄附をすることによって優遇されるわけでありまして、企業の皆さん方がどんな事業でも寄附をすることによって優遇されないわけでありまして、地方創生に資する事業として認可をいただいた事業に対して企業は寄附をする。それによって今までの寄附は 3 割だったけれども、6 割まで控除することができるという制度なわけでありまして、広尾町は、それを使って企業の方々にご理解をいただいて、賛同いただいて寄附をいただいて、それをもとに事業を推し進めているわけでありまして。

加えて、個人版のふるさと納税の使い方、いろいろな使い方の提示をしているわけでありまして、そこでもこの事業に寄附をしたいという人がおります。ですから、企業の方と個人版のふるさと納税の個人の方とあわせて、この事業を推進しているところでありまして、広尾町の皆さんからいただいたお金で使っているわけではなくて、そういったことの企業の方々と個人の方々の寄附をいただいて、この事業をしているというところでもあります。

何度も繰り返しますが、新しい情報として、内閣府におきまして昨年 12 月 21 日に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これでこの事業が閣議決定されております。そういった、国もこの事業がやはり将来の人口の流れ、今、地域から都市部に動いていますけれども、子どもたちがこ

ういうことを体験することによって将来は都市部から地域に人の流れを変えていきたいという、そんなことでこの事業も閣議決定されたところであります。

ただ、これも、経費全て補助対象になるのですけれども、3年間という区切りあります。前回もそうなのです。補助事業が終わっても継続するシステムをやはり構築しなければ事業は成り立たないわけでありまして。本町の場合においても、国から補助金があったときにはできたけれども、さあ、これからどうするのだというときに、やっぱり知恵を絞ったのが、この企業版ふるさと納税の制度なわけでありまして。そういった制度を利用しながら、都会の子どもたちを受け入れながら、そして広尾町でも、受け入れた側でもいいことがないと何の役にも立たないわけでありまして。やはり子どもたちが田舎に来て喜んでる姿を見て広尾の地域の価値を見出す。漁業の人が多いわけでありまして、漁業、農業の人たち、酪農家の人たちが、やっぱり自分たちの職業に誇りを持ち、町の価値を見出し、地域活性化にその人たちが頑張るといふ効果があらわれてきているわけでありまして。ただそれだけではなくて、やはりもう少し物販も、もっともっと販路の拡大等を含めて、そういった効果が出るようにしていかなければならないというふうに思っているところであります。

広尾町の子どもたちにはどうなのだというところ、盛んにおっしゃるわけでありまして、十分おっしゃることもわかるわけでありまして、広尾町の子どもたちをどうやって育てるのだというところは教育委員会が担うところでありまして、そこは分けてぜひ考えていただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（おだ小田） 私は、都会の子どもも、うちの町の子どもたちも、どっちの笑顔も見たいけれども、だけれども順番があるのであれば、広尾町の子どもたちです。

そして、1つ最後に聞きますけれども、企業版ふるさと納税どうのこうの言っていますけれども、同じような形で、よそからの子どもに対する事業ではなくて、広尾町の子どもたちを対象にしたものにできないといいますか、それともテクニックで、いろんなふるさと納税あるからやろうと思えばできるのではないですかということを知りたい。

絶対できないというのならばそういうふうに言ってくれればいいけれども、やり方によってはできるのではないですかということを知りたい。もう最初から国がスタートしたそういう農山漁村の事業だから、それを継承しながら、そして費用の面で企業版を後づけです、後づけ、基本的にはそうだと思うのです。まあ、それはいいや。だけれども、私は、先ほど言ったように広尾の子どもたちを対象としたものをできないのかどうか、あるいは広尾町の子どもたちだけでなく、もうちょっと大きな枠の中で広尾町の子どもも参加できるような形とか、いろんなことを考えればできると思うのですけれども、できませんかね。それが最後の質問です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 国は、都会の子どもたちに田舎暮らしを体験させて、将来、都市部から地域に人の流れを変えていきたい、そういう趣旨で企業版ふるさと納税の制度を認めたわけでありますから、その逆は広尾町が内閣府に申請しても認可はおりません。都会の子どもたちを……

（「申請してもいないのに」の声あり）

できません。要綱でそうなっていますので、できないのです。ぜひご理解いただきたい。国の制度として、地方創生に資する制度として、都会の子どもたちを地域で経験させるという事業を認めるわけでありますから、ただ、議員がおっしゃった、では広尾の子どもたちはというのを違う角度で、違う寄附金をいただいて、何の制限もない寄附金をいただいてはできるかもしれません。

（「それを言っています」の声あり）

1、議長（堀田） 不規則な発言は慎むように。

1、町長（村瀬） ですから、その広尾の子どもたちというのは教育委員会がしっかり担っているところでありまして、ぜひその辺は区別して考えていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 今、最後に言われたふるさと納税と関係なく全く新しいものをつくったら、広尾町の子どもたちがそのような体験的なステイをできるのでしょうか。そういうことをやる義務が広尾町長としては、少なくとも荒川区の子どもたちにそういう形でやっているのであれば、やることを求められればやるべきではないかと私は思います。それだけです。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす8日から13日までは、議事の都合により休会とし、14日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時28分